

農村地方における中小信託会社の性格と機能

——福島・宮城両県下の信託業の分析を中心に——

渋谷 隆 一

一、はしがき

二、明治末期における中小信託会社

——福島県下群小信託会社の分析——

三、大正末期以降における中小信託会社

——仙台信託の分析——

(一) 仙台信託の設立要機とその意義

(二) 仙台信託の性格と機能

(三) 仙台信託の衰退要因

(四) 仙台信託と高利貸諸階層の結合関係

——事例分析——

四、あとがき

一、はしがき

よく指摘されるように、わが国の信託業は、明治末期から大正初期にかけて主に農村地方を基盤として発展した。しかしこの時期の信託業は、一部の信託会社をのぞいて本来的な信託業というよりもむしろ無尽業或は貸金業といえる内容のものであった。⁽¹⁾ところで生産の集積・集中が進展し本格的な独占資本段階に到達した大正末期には、当然のことながら銀行の集中もかなり進んだ。当面の課題である信託業にとっても、この時期は正に劃期的な意義をもっていた。それは、大正一二年に施行された信託二法がいままで放任されてきた信託会社の設立にたいして新たに免許主義(資本金一〇〇万円以上)を採用し、また営業内容についてもきつい規制を与えたからである。⁽²⁾ここに明治

末期以降全国に群生した脆弱な信託会社（大正一〇年度大蔵省調査、担保付社債信託会社をのぞき四八八社）の多くは整理を余儀なくされた。これらに代って新たに登場したのが他ならぬ三井・三菱・住友・安田や川崎などの財閥系信託会社であった。この時期の信託業の発展は、いうまでもなくこれら財閥系信託会社によって代表されたといつてよい。しかし中小信託会社は、このように財閥系信託会社の制覇の過程が進展したとはいえ依然として根強く存続していたのである。

この小稿は、これら中小信託会社のなかでも農村地方に基盤をおくそれを分析の対象としている。⁽³⁾ではなぜかかる中小信託会社を殊更に問題とするかといえ、それが、日本信用体系の従属的基礎、或は近代的信用機構の発展の踏台として位置づけられた農村高利貸資本の展開過程と密接な関連をもっていること、さらにいえば独占資本段階における農業構造の変化に伴う高利貸資本の麥容過程と裏腹にあらわれると考えられるからである。⁽⁴⁾高利貸資本の麥容を迫る要因として次の三点を挙げることができると思われる。第一に、農村における小商品生産の発展は、いうまでもなく高利貸資本の存立基盤を拡大するが、しかし一方においてこの過程は、農村が以前よりさらに資本主義的商品経済の網のなかに捉えられ、農業恐慌の影響をうけてかえって高利貸資本の収奪基盤を縮小することにもなる。とくに独占資本段階に発現する慢性的農業恐慌は、後者の要因を強める。第二に、小商品生産は、この段階を通していよいよ発展するが、このことは地主制との相剋を激しくするとともにそれと同一基盤に立つ高利貸資本との相剋をも強める。⁽⁵⁾第三に、この段階には、小農保護政策が抬頭する。金融面についていえば政策金融の増大が顕著にみられ、高利貸資本を排除しつつ独占資本が小農民を直接に把握する過程が進展する。以上の諸要因は、相互に絡み合いながら独占資本主義の形成期、成立期、さらに国家独占資本主義の成立期を通して次第に強ま

り高利貸資本の停滯から衰退を促進する。

本稿は、かかる高利貸資本の停滯から衰退過程に、中小信託会社がどのような役割を担って登場したか、そしてそれはどのような性格をもち、どのような機能を果たしたかについて検討しようとするのである。しかし資料の制約から、ここでは福島県下の中小信託会社と仙台信託をとり挙げながら考察を進めることにしたい。

注(1) この点について、日銀『信託会社及貸金業者ニ関スル調査』(大正二年)は次のように指摘している。「信託業ノ本邦

ニ輸入セラレタルハ日尚ホ浅ク、從テ『信託』ナル文字ノ意義ハ未タ明確ナラズ、現時本邦ニ於テハ此文字ハ稍濫用セラレ居ルノ觀ナキニ非ズ、……明治三十七、八年戦後民間ニ於テ何々信託会社ト称スルモノ相次テ設立セラレ、特ニ明治四十五年以來此種ノ信託会社ハ頓ニ勃興ノ機運ニ向ヒ無數ニ発生シテ諸種ノ業務ヲ営ムニ至レリ(一頁)……近來著シク勃興シ來レル信託会社ハ前述ノ如ク、担保付信託以外ノ信託業ヲ営メル会社ニシテ、其大多數ハ無尽業者若クハ貸金業者ヲ営メルモノナリ(二〇頁)。

(2) 信託二法の成立過程とその性格については、加藤俊彦「日本における信託業の発生と発展」『経済学論集』二三卷四号) 参照。

(3) 『共同信託史』(昭和一八年)に引続き最近『住友信託銀行三十年史』(昭和三〇年)、『三井信託銀行三十年史』(同年)、『三菱信託銀行三十年小史』(昭和三二年)などが刊行されるに及び、財閥系信託会社の具体的な発展内容がかなり明らかになったが、中小信託会社に関する研究はまだまだ殆ど手掛けられていないといつて過言でないであらう。都市の中小信託会社については、汐見三郎「大阪市における信託業の発展」『明治大正大阪市史』第五卷所収論文、昭和八年)と最近のものとしては麻島昭一「黎明期における信託会社の考察」『金融経済』昭和三五年二月)が挙げられるが、農村地方の信託会社については僅かに日銀調査局「福島地方下級金融機関調査」(大正三年)があるだけである。

(4) 加藤俊彦教授は「前掲論文」において、「日本の資本主義は明治後半期には、早くも独占的な傾向——たとえば紡績業におけるカルテルの活動、大銀行の地位の確立、財閥機構の整備等がみられるとともに、他面、そのうちに非近代的なものを残していた。たとえば周知のごとく農業においては資本主義的な農業経営は展開せず、家族労働を中心とする零細経営が圧倒的であり、また都市において夥しいおくれた形態での中小商工業が存在していた。ところで、このような資本主義

的な経営形態をとることの出来ない部分には、周知のごとく近代的な利子付資本の導入は不可能であり、そこには高利貸資本の跳りようが見られるのである。ここに、高利貸資本の性質をもつ信託会社の発展をみた基盤が存するのであろう」(一六頁)と指摘されている。教授のいわれるように確かに非近代的分野における信託会社は、高利貸資本の性質をもっている。しかしなぜこれらの信託会社が明治末期から大正初期にかけて抬頭したかについては、ただ高利の存立基盤が広汎にあったからというのでは不十分であり、高利が信託会社といった新しい装をもつて登場しなければならなかった背景が問題とされねばならないと思う。この点は次節以下においてとり挙げる主要な問題点である。

(5) ここでは、高利貸資本の存立基盤と収奪基盤とを一応分けて考察することとしたい。というのは具体的な現状分析を進める上に、小生産に照応する利子生み資本は高利貸資本であるという抽象的な命題の適用をもってしては、高利貸資本の生成・発展・衰退の過程を正確にあとづけてゆくことが困難だからである。そこで私が存立基盤という場合には、「高利資本は、小生産の優勢に照応する」(マルクス『資本論』長谷部訳、日評版、(00五二四頁))というマルクスの古典的・抽象的命題をさし、収奪基盤というときには、高利が小生産者に吸着するための具体的な条件としての「彼が借受けた貨幣額の助けによって生産されたものでないにしても、兎も角剰余価値を領有する」(トラハテクベルグ『現代の信用及び信用組織』川崎訳、一〇〇頁)か否か、また剰余価値領有の大小、及び信用組合や農工銀行の発展に伴う高利の機能範囲の縮小といった現実的な命題をさして呼ぶことにしたい。

(6) 農村における小商品生産の発展は、高利の存立基盤を拡大する。しかしこれは、一方において資本制商品経済に捲込まれた小農民が労働力の移動を前提としてある生活規範(水準)を獲得し、これが高められてゆく過程で、労賃部分にまで喰込むような高利貸資本の偶然的・非法則的な利子収奪と矛盾してくる。かかる矛盾は、農業恐慌の発現をまっけてより強まる。いうまでもなく農業恐慌期には、農産物価格が低落し、負債利子が労賃部分にまで強く喰込み小農民が獲得したある一定の生活規範を脅かすからである。わが国では、後に改めて問題とするように明治四〇年代と大正末期以降に以上の抵抗が見出されるが、明治四〇年代にはいまだ偶発的・個人的な場合が強く、大正末期以降になるとかなり意識的・組織的な抵抗となる。ところで両期とも自給経済が支配的であった時期にくらべれば、より合理的な内容をもった抵抗であった。しかし、だからといって小農民がこの抵抗を通して高利を駆逐することには勿論ならない。それは、独占資本の要望に答えた政策金融による以外にない。拙稿「農村高利貸資本の展開過程(一)」(『本誌』一二巻二号)では、この政策金融の

役割について極めて不十分にしか捉えられなかったが、この点については斎藤仁「資本主義の発展と高利貸資本」(『総研月報』三四年一二月号)参照。なお明治四〇年代における高利貸資本の停滞の条件についても「同稿」に負うところが多いことを附記しておく。

二、明治末期における中小信託会社

——福島県下群小信託会社の分析——

明治四〇年代(ここではおおよそ明治四〇年頃から大正三四年頃までをさしている。以下これにならう)は、紡績業や製紙業のカルテル化がみられ、また重工業部門における生産の集中・集積が進んだが、同時に銀行の集中、さらに資本輸出も顕著に進展してわが国資本主義が独占資本の段階への歩みを始めた時期である。かかる独占資本の形成は、一方において農業構造の変化を促さずにはおかなかった。四〇年代の長期的な農業恐慌、及びこれと絡み合いながら発現し強められた農業危機、さらに一連の小農保護政策の抬頭などは、その主要な指標である。

ではこの時期の信託会社は、いかなる条件の下に現われたか、それはどのような性格をもち、またどのような役割を果たしたかについて、福島県下の信託会社をとり挙げて検討していくことにしたい。

信託業法施行前の信託会社に関する資料は、麻島「前掲論文」でも指摘されているように、泡沫的会社が多くその転変が著しいので入手が困難である。幸い先に掲げた日銀調査局「福島地方下級金融機関調査」のなかに明治四〇年代の信託会社に関する資料があるので、これと『福島民報』に掲載された信託会社の記事とを手懸りとして分析を進めることにする。

先述のようにわが国の信託会社は、明治末期から大正初期にかけて全国各地に簇生した。なかでも福島県は、農村地方における信託会社の発展を代表しうる地位にあった。まず当県における信託会社の存在状態について概観し

ておく。大蔵省が大正一〇年末に行なった「信託会社地域別資本金額調」⁽¹⁾によれば、会社数は、総数四八八社のうち東京が一〇四社で最も多く、これに続いて福島五〇社、兵庫四二社、大阪三二社となっており、農業県では福島が一きわ目立って多いのが注目される。しかしこの調査から府県別に一社当りの平均払込資本金を算出すると東京五七七千円、大阪五六五千円で大都市府県が圧倒的に高く、福島では僅かに二七千円に過ぎない。そしてその序列は、四五府県中二七位にとどまっている。他の農業県の序列も福島と同様に概して低い。以上のことから福島では、数多くの零細な信託会社が県内各地に散在していたと考えられる。⁽²⁾

次に、これらの信託会社がいつ頃、またどのような条件の下で勃興したかを問題としよう。いま大正六年一〇月末に存在した信託会社の設立年度を挙げれば第一表のごとくである。この表からわかるように信託会社は、四三年から大正二年にかけて著しい増加をみたが、三年以後になるとその増加の趨勢は鈍ってきている。このように会社数からみられる信託会社の発展は、明治四〇年代であったといえよう。これら信託会社の設立の契機について、日銀調査は次のように述べている。

「当地方農村へ数年来ノ疲弊ニ沈淪シ中農以下ノモノハ殆ンド個人金貸業者ヨリ債務ヲ負ハザルモノナク、而モ其過半ハ生計費ニ充テラルル如キ有様ナルヲ以テ債務ノ弁済上頗ル困難ヲ来シ、金貸業者ノ資金ハ次第ニ固定ノ一方ニ傾クノ止ムヲ得ザルニ至リ、而カモ金貸業者其債権取立ノ為メ自己单独ノ名

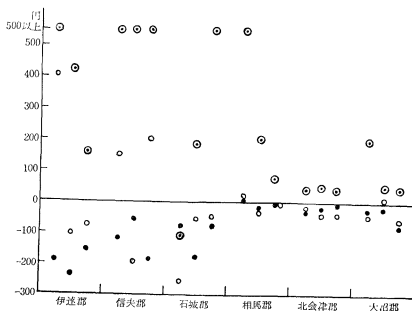
第1表 信託会社の年次別設立

	株式 会社	資合 会社
明治 37 年	1	0
43	0	1
44	4	1
45	7	0
大正 2	17	1
3	4	1
4	4	1
5	3	2
6	3	2
計	43	9

『福島県統計書(35回)』により作成。ただし株式会社は6年10月末、資合会社は同年12月末に現存した社数である。

ヲ以テ差押強制執行等ヲ行使スルニ於テハ從ラニ債務者ヨリ個人的怨惡ヲ蒙ルコト大ナルベキニヨリ少ナクトモ之レヲ避ケンニハ法人ノ名ノ下ニ其權利ヲ行使スルニ如カズトシ、近來彼等同業者間ニハ相寄り其債權ヲ払込ニ振替ヘ頗ル小資本ヲ以テ信託会社ヲ設立スル……」(四頁)。

この報告から信託会社の設立契機について次のことが考えられる。第一に、明治四〇年代における農業恐慌の慢性化によつて農家経済は極度に悪くなり、彼らの貨幣需要を高めたが、しかし一方において農家経済の悪化——剰余価値領有の減少——はかえつて高利貸資本の収奪基盤を縮小させることになった。なおその上に明治三八年、四三年、大正三年と相次ぐ冷水害による凶作の影響についてもつけ加えておかねばならない。ここで参考までに明治四〇年度における県下の農家経済収支を挙げれば第一図のようである。



第1図 階層別農家経済収支(明治40年度)

- 『福島県農事調査(明治40年度)』より作成。

本調査資料は県下各郡より、上中下各3カ村をを選定し、さらに各村から標準的な大中小農をえらび、経済収支を算出しているが、本表はこのうち中通り(伊達、信夫)、浜通り(石城、相馬)、会津(北会津、大沼)を抽出してこの収支結果を示したものである。

- は大農(地主が含まれている場合もある)、○は中農、◐は小農を示す。

これによれば福島県でも商品生産の発展した伊達・信夫・石城の三郡は、階層間の収支格差がひどく階層分化の激しさを示しているが、相馬・北会津・大沼などのそうでない郡では格差が極めて少ない。それはともあれどの郡をとってみてもおおよそ大農は黒字、中小農は赤字となっている。その後の経済収支については資料がないのでわからないが、四一〜四三年及び大正二〜三年の米・蒔価格の暴落したときはいうまでもないとして、四四〜四五五年の中間的好況期においても農工産物のシェレーを考慮に入れば農家経済は一貫して悪かったと想定される。³⁾こうした条件の下で高利貸資本は、いまだ広汎な存立基盤を残しながらも収奪基盤の縮小から停滞を余儀なくされるのである。

第二の契機は、債権取立が債務者よりの「個人的怨悪を蒙る」ようになったことである。かかる現象は、いかなる階級社会をとっても共通してみられることである。しかしこの時期には、債権者と債務者との関係が単なる偶発的な対抗としてではなく、同一の存立基盤に立つ地主制の動揺の一環として強められたことに特徴が見出せるのである。しかしこの高利貸の利子収奪機構の動揺も当時の小作争議がそうであったように過大に評価することは勿論許されない。⁴⁾

第三の契機は、先の日銀調査では触れていないが、政策金融の抬頭とその影響について挙げねばならない。周知のように政策金融の体系が整えられるのは、明治四〇年代である。とくに当県——東北全般にいえることだが——では、明治三八年の大凶作にたいする「東北凶作救済資金」を軸として農工銀行の貸付が急テンポで増大し、また産業組合の普及、そして停滞がちながらも貸付が増大した(第二表)。このことは、高利貸資本の跳りようを抑え、小農民の没落を或程度喰止めるとともに農村の貨幣市場を独占していた高利貸資本を徐々に排除してゆくための布石とな

った。

ではこの時期の高利貸資本は具体的にどのような動きをしめしたであろうか、個人貸金業の動向に代表させてみてゆこう。第三表⁽⁵⁾をみよ。この表は、不況が深刻の度を増した四三年を転機として営業者数の減少、運転資本額の停頓をしめしている。ここにみられる高利貸資本の停滯現象は、先の三つの契機が絡み合いながら作用した結果を示すものである。

かくて高利貸資本は、不況期を通して累積した債権を解消し、また収奪基盤の縮小に対処する何らかの機関を必要とした。信託会社は、正にこうした高利貸資本の期待を担って登場して

第3表 貸金業の変化(福島県)

	営業者数	運 転 資本額
		千円
明治 36 年	(-)1,036	4,845
37	(-)1,308	6,581
38	(-)1,529	7,578
39	(-)1,923	8,990
40	(673)1,977	9,218
41	(694)2,163	10,299
42	(733)2,260	11,162
43	(728)2,391	11,853
44	(671)2,031	10,783
45	(666)1,945	11,050
大正 2	(653)1,925	11,420
3	(605)1,739	11,500

1. 大蔵省『主税局年報』より作成。
2. この統計でとり挙げられている貸金業(質屋業を含む)は、貸金営業税の課税対象となるいわゆる公称貸金業(運転資本額500円以上)でそれ以下の零細な貸金業は含まれていない。
3. 営業者数のうち()は貸金業を主業としない兼業者数であるが、(-)は上記『年報』に記載されていない年次である。

第2表 農工銀行及び産業組合の貸付金の動向

	農工銀行 貸付金	産 業 組 合	
		組合数	貸付金
	千円		千円
明治 35 年	951	7	—
36	1,216	5	—
37	1,391	5	—
38	1,714	17	—
39	2,554	87	—
40	3,319	122	213
41	3,681	181	275
42	3,766	224	338
43	3,970	262	470
44	4,343	284	599
45	5,061	318	774
大正 2	6,033	335	1,050
3	7,236	357	1,242
4	8,159	366	1,427

農工銀行の貸付金は杉本正幸『全国農工銀行発達史』掲載の福島県農工銀行営業報告書、産業組合は庄司吉之助編著『福島県産業組合史』による。

きたと思われるのである。

ではここに登場した信託会社は、どのような高利貸階層の利害を代弁したのであろうか。信託会社の役員構成をみると次のことが考えられる(第四表)。資本金は、調査社数三四社のうち一〇万円以下のものがその過半を占めているが、これは参考までに挙げた銀行のそれに較べて極めて零細である。役員構成は、五〇町以上の地主一八人、一五〇町二四人、残りはそれ以下である。いま仮にこの土地所有の大小が高利貸資本の大小に見合うとすれば、銀行に結集した役員層よりかなり零細な高利貸階層によって占められていたといえよう。この事實は、高利貸資本の収奪基盤の縮小にたいする高利貸諸階層の対応の仕方が異なっていることによると思われる。すなわち中以上の高利貸資本は、依然として小農民に吸着を続けながらも一方において貸金回流の円滑を図るために貸付対象を地主や都市の中小商工業者に委えたり、或は銀行預金や有価証券投資を行なうような動きをみせ始めた。しかし小高

第4表 福島県下信託会社及び銀行役員の土地所有(大正元~10年)

資本金	調査社数	役員土地所有	
		50町以上	15~50町
信託会社		人	人
5万円以下	15	3	3
5~10万円	6	4	10
10万円以上	13	11	11
計	34	18	24
1社当り		0.5	0.7
銀行			
50万円以下	8	21	4
"以上	10	15	18
計	18	36	22
1行当り		2.0	1.2

1. 調査した信託会社と銀行並びにその役員数は、大正元~10年までの『福島民報』に掲載された各社の事業公告と営業報告書によった。ただし信託会社の調査対象は株式会社に限った。
2. 役員土地所有は、福島県農政倶楽部「地価5千円以上所有者調」(大正4年2月)と福島県農会調査「50町歩以上の地主」(大正9年一庄司吉之助『米騒動の研究』109頁)——いずれも農業総合研究所積雪地方支所『研究資料』No.1所収一を参照した。
3. 採集時点が長期であるため若干の変動は当然にあると思われる。

利貸資本の場合には、運用しうる資本が少ないため以上のような適応力をもちえないから相変らず小農民に寄生しながら価値増殖を図らねばならない。以上のことから当時の信託会社は、高利貸資本のなかでも苦窮にあえぐこれら小高利貸資本の利害を主に代弁する信用機関としてたち現れたと思われるのである。

最後に、この時期の信託会社の性格を問題としよう。当時の信託会社は、金融面にかぎらず、土木・建築・鉱山などの測量や設計、商事会社・保険会社などの代理業にいたるまで種々雑多な業務を営んでいたし、金融業務にかぎってみても無尽業や貸金業といえるものがあつたことはすでに触れたところである。⁽⁷⁾

『福島民報』（大正元一〇年）に掲載された六信託会社の「事業公告」から営業項目を要約して挙げれば次の通りである。

- 一、現金の受託。
- 二、金銭の貸付、代理貸付並に貸借の仲介。
- 三、一定の金員を募集し積立金をなさしめその会員に資金の融通をなす。
- 四、債務に対する強制執行立会及び差押、仮差押の立会執行。
- 五、動産、不動産、有価証券の管理、売買並に紹介。
- 六、法人の募債引受並に仲介。
- 七、商品の委託販売及び紹介、その商事会社の代理事務。
- 八、土木、建築、鉱山などの測量、設計に関する事業。
- 九、火災及び生命保険会社などの代理業。

しかし主要な業務が金融面に置かれていたことはいうまでもない。ここではこの面にかぎって問題とする。受託面と資金運用面とに分けると次の諸特徴が挙げられる。

受託面の特徴は、第一に、信託会社の設立契機から容易に推測できるように、高利貸資本の債権の取立信託がかなり多かったであろうこと、第二に、高利の収奪基盤の縮小によって遊休化した高利貸的貨幣資本を高利率の収益配当を保証して吸収したことである。後者について日銀調査は、「寄託金ニ対シテハ普通銀行ノ預金利子ニ於テハ或ル特殊ノモノニ非レハ殆ント見ル能ハサル年九分ノ利子ヲ附スルヲ通常トシ中ニハ年一割三分見当ノモノサヘア

ル」(二六頁)と指摘している。

資金運用面での第一の特徴は、寄託者にたいして高利率の収益配当を保証するための高率運用である。信託会社の主な貸付対象は、この時期の中以上の高利貸資本と同じように小商工業者や小農民であった。「寄託金ノ総額約三十万円位……又貸出モ代理貸ヲ合セ目下七十万円位ニ過キサルヘシ……小商工業者ノ之ヲ利用スル額ハ一口二三十円乃至百円位迄ヲ普通トシテ総額二十万円小農業者ニ対シテハ約十六万円位ニ過キスト雖近來之ヲ利用スルモノ漸ク多キヲ加ヘツツアルハ事実ナルカ如シ」(二七～八頁)。

その貸付利率は、担保物件によって異なるがおおまかにいって一〇～二〇%で極めて高率である。なお諸手数料もかなり高い(第五表)。このように信託会社は、遊休化した貨幣資本を吸収し、寄託者に代って小生産者に貸付けたのである。第二の特徴は、一般貸付の他に代理貸がかなり多かったと思われる点である。このことについて確かな数値はつかめないが、『福島民報』に掲載された各社の営業報告書からも、また先に引用した寄託総額三〇万円と代理貸を含む貸付総額七〇万円との差額が大きいことから想像できるのである。ところでこの代理貸は、通常個人或は銀行が借手と直接に貸借関係を結ぶことを怠らない場合に、信

第5表 信託会社の貸付利率及び諸手数料

	利 率	手 数 料
貸 付		
不 動 産 担 保	12~25%	—
有 価 証 券 担 保	平均 20%	—
立 替 貸	10~15%	—
手 形 割 引	16%	—
代 理 貸	日歩 3.5~6 銭	—
土 地 建 物 管 理	平均 5 銭	債務高の 2~5%
賃 料 取 立	—	収入金高の 5~15%
甲	—	取立金の 1~5%
乙	—	" 3~10%
丙	—	その都度契約
不 動 産 鑑 定	—	0.5%
債 権 管 理	—	契約による
売 買 周 施	—	5%

日本銀行調査『福島地方下級金融機関調査』による。

託会社が媒介者となつて行なう貸付形態である。⁽⁸⁾これが重要な意義をもつのは、先述のように債権の取立が「個人の怨惡を蒙る」ような条件の下で、債権者の立場を強め、高利貸の利子収奪機構の動搖を幾分でも緩和する役割を果たすからである。

以上概観したように県下の信託会社は、旧來の高利貸資本の性格と本質的に變るところがない。ただ異なるのは、小高利貸資本の苦窮を救済しながら高利貸の利子収奪機構の動搖を補強するためのいわば組織化した、大型の高利貸資本であつたということである。この点について日銀調査は、「高利貸一派ノ變態的会社」(三頁)と呼んでいるのである。

ここで一応の要約と次節への展望をしておこう。福島県の信託会社は、独占資本の形成期に早くも停滯を余儀なくされた高利貸資本を補強する役割を担つて登場してきた。そしてとくに小高利貸資本の利害を代弁する組織化された大型の高利貸資本であつた。

さてかかる高利貸資本の停滯は、独占資本主義の本格的な成立期、さらに国家独占資本主義の成立期を通して深まり、遂に衰退に転ずる。しかしこうした高利貸資本の進むべき方向にたいして、旧來の高利貸資本体系をそれぞれの段階に応じた内容をもつて維持しようとする動きもまた一方においては出てくる。次節で問題にしようとする仙台信託は、正にそうした一連の系譜にそつて現われた信用機関の一つなのである。

注(1) 『三井信託銀行三十年史』(二頁)掲載の資料による。

(2) 庄司吉之助教授は、福島県下の信託会社の存在状態とその発展の系譜について次のように指摘されている。「大銀行の発達に伴い、小銀行の成立は不可能で中位銀行が本店周辺に支店をもつのであるが、小銀行の代り小都市や準都市には信

託業、農村周辺には金銭貸付業が高利貸資本として発達している。これらは明治一〇年代の銀行類似業や貸金業の変化したものと注目されよう」(『米騒動の研究』九二―三頁)。

(3) 明治四〇年代における農業恐慌については、大内力『農業恐慌』第四章第一節参照。

(4) 明治四〇年代における当県下の小作争議は散発的であるが起きている。県下各郡長から県内務部長に於てた報告(四一年末)によれば、聊麻郡・安達郡・岩瀬郡などに争議が発生し、なかでも安達郡では小作人同盟が結成されたという。以下はその報告。

「近年氣候不順ノ結果收穫ノ減少ヲ来シ從ツテ小作人ノ困難ヲ増加シ小作米ノ減額ヲ地主ニ要求シ地主ハ多少減額ヲナスモ全然之等ノ要求ヲ充ス能ハザルヲ以テ小作人同盟シテ地主ニ迫ル等ノ事アルモ若シキ葛藤ナシ」(福島県蔵『地主会及小作人関係勸業主任協議会』綴)。

(5) この表についても税務統計につきものの信憑度が問題となる。戦前に営業税の徴収にたずさわった税務署の担当官からのききとりによれば、金銭貸付業にたいする営業税の決定方法は次のようであった。(一)、あらかじめ各登記所において登記書類を調査し、貸金業者ごとの借金額を推定する。(二)、個々の貸金業者にたいして随時帳簿検査をおこなう。(三)、以上から営業税額を決定する。この方法によれば、運転資本額のうち不動産担保貸についてはかなり正確だといえる。戦前における貸付は、圧倒的に不動産担保貸が多かったことを考慮に入れると、同表の数値には極端に大きな誤差はないと考えられる。

(6) 個別事例として宮城県登米郡に居住する桜井家の場合を挙げよう。当家貸金業の主要な貸付対象についてみると、明治三〇年代は小農民であったが、四〇年代になると小農民から中位の地主層に貸付対象を変えて貸金回流の円滑を図った。また当家の有価証券投資が増加し始めるのもちょうどこの時期である。詳細については拙稿「農村高利貸資本の展開過程」(『本誌』一二巻四号)参照。

(7) なお福島県の信託会社については、福島県編『産業調査書』(大正八年)三八四頁参照。

(8) 麻島昭一「黎明期における信託会社の考察」(『金融経済』六〇号)八四頁。なおこの論稿では、代理貸のいま一つの形態として、「信託会社が資金の需要者のために適当な供給者を斡旋仲介する場合」を挙げている。

三、大正末期以降における中小信託会社

——仙台信託の分析——

大正末期から昭和初頭は、すでに触れたように銀行と産業の集中と独占が急激に進み、独占資本主義が本格的に成立した時期である。独占資本主義の成立は、当然のことながら農業構造の変化を齎したが、大正九年から昭和一〇年前後に及ぶ慢性的な農業恐慌、これと絡み合いながら発現した本格的な農業危機、さらに社会政策的な意味を濃厚に折込んだ農業諸政策の実施などは、その主要な指標をなす。

ではこの時期の信託会社は、どのような条件の下で発現し、どのような性格をもち、どのような機能を果たしたかについて、仙台信託をとり挙げながら検討していくことにしたい。

仙台信託に関する主要な資料は、二〇年七月の仙台市の戦災の際に殆ど焼失してしまい、現在では僅かに設立当初の『株主台帳』（三和銀行仙台支店蔵）と数年間の『営業報告書』（宮城県庁蔵）しか残っていない。本稿で使用した資料の多くは『信託協会会報』に掲載された同社の「信託財産表」と「貸借対照表」、及び「河北新報」の記事である。なおこの不充足さを補うために仙台信託の旧役職員からききとりを行なった。※印を附して註記した部分がそれである。

（一）仙台信託の設立契機とその意義

具体的な分析に入る前に予め宮城県における信託業の発達について概観しておく。当県下の信託会社は、福島にくらべて会社数こそ少ないがやはり明治四〇年代に発展した。『宮城県統計書』によれば、信託の名を冠した株式会社は、明治四三年には僅かに一社であったが大正三年には九社に増加した。しかしその後無尽業法（大正四年）

の施行によって打撃をうけ、六年には七社に減少している。これら信託会社の資本金は、おおよそ一〇万円内外で極めて零細である。その性格についてはわからないが、恐らく先に考察した福島県下の信託会社の場合と変りないものと想像される。ところでこれらの信託会社は、信託法が施行されるや多くの場合増資の困難から自然に淘汰された。^①これに代って新たに登場したのが他ならぬ仙台信託であった。

ではこの仙台信託は、いかなる条件の下で設立したのであるうか、福島県の場合と対比しながら考察を進めていくことにしたい。

仙台信託は、大正一三年一二月に設立総会を開き、翌一四年三月に認可が下り、同年四月より営業を始めている。まず、同社の設立契機を知るために、同社の発起人であり、初代社長となった宮城県きつての大地主斎藤善右エ門（大正一三年当時の小作地一、四四八町、農林省農務局『五十町以上の大地主』の伝記（小倉博編『斎藤善右エ門翁伝』）を挙げよう。それは次のように語っている。

「翁の生涯の最後の事業は信託会社の創立である。大正十二年一月信託法及信託業法の發布せらるゝや、翁は信託業の将来大に有望なことを認め、信託会社創立の志を起した。然るにこれは巨額の資本を要し、又その根柢を鞏固するには一流資産家を糾合する必要があったので、宮城県下の重なる富豪に対し、信託業の現代に適應する経済界の重要機関であり、将来最有望な事業である所以を説いて勧誘したところが、堅実深慮の翁の主唱であるから、忽共鳴者が続出し、多数の賛同者を得た。そこで翁は自ら進んで創立委員となって会社組織に著手し、社名を仙台信託株式会社とし、資本金三百万円、六万株の半数は翁が引受け、大正十三年十二月設立総会を開くに至り、翁は取締役社長に選ばれた。……翁は自家の財産を以て斎藤株式会社を起した外は、会社に関係して

其の役員になつたことは殆ど皆無であるのに、此の信託会社の設立に熱心に尽瘁した動機は抑ゝ何であろう。思うに、信託業を利用して我が流動資本を大に活動せしめるためか、然らざれば総資産を安全に有利に、将来永く運用する機関たらしめるためであつたのだろう（『同書』一〇二―四頁）。

ここに大難把ではあるが仙台信託の設立経過とその契機を知ることができる。信託会社にたいする斎藤家の異様な程の関心は、決して同家の特殊事情から起きたとはいえないであろう。それは翁が、「宮城県下の重なる富豪に対し、信託業の現代に適應する経済界の重要機関であり、将来最有望な事業である所以を説いた」とき、「忽共鳴者が続出し、多数の賛同者を得た」ということのなかに端的に示されている。

では当時の「資産家」を賛同せしめた条件とは一体何であろうか。それは次の点に求めることができると思われる。

第一に、『翁伝』の筆者が考慮したように、「総資産を安全に有利に、将来永く運用する機関たらしめるため」であつた。このことは、「資産家」たちの既存財産の保全に力点を置いた極めて消極的な動機であるが、これを裏返してみれば、この時期に財産の保全を必要とするような条件が生じたことを意味する。第二の条件は、「信託業を利用して我が流動資本を大に活動せしめる」ということである。これは、当然のことながら先の条件と全く切離されたいわば二者択一の条件ではなく、むしろその一環として捉えねばならないであろう。ここでいう流動資本とは何か。これは極めて莫然とした概念であるが、恐らく不動産をのぞいた機能しうる或は機能しつつある資本を総称していつているのであらう。ところで「流動資本を大に活動せしめる」ということは、当時その活動を妨げる条

件があつたことを暗に示している。

以上のようにみてくると仙台信託の設立契機は、福島のようにただ高利貸資本だけでなく、前期的資本の金蓄積機構の動揺と関連があると思われる。ここでは土地所有、高利貸付及び有価証券投資にかぎってみてゆくことにしたい。

始めに、農村地方における最も基本的な高率小作料の収奪機構の動揺と関連させてみてゆこう。宮城県下の小作争議は、大正一一年より主に仙北諸郡から発生し、次第に県下全般に広がっていった。翌一二年には桃生郡鹿又村に日農の支部が結成され、これを契機として争議の内容は著しく変化した。「小作人が大地主齋藤氏ノ組織スル齋藤株式会社ヲ相手方トシテ小作料減免交渉ヲ重ネタモノガ近代的争議ノ先驅」であつた。この争議はかなり長引くが、これにたいして齋藤家ではどのように対処しようとしたのであろうか。『河北新報』によれば、大正一三年には争議の最も激しかった鹿又村の全小作地六〇余町歩を売却しようとした。

「齋藤家の争議地売却ひ——三分五分の引値でも買手が容易につかぬ——

本県最初の農民運動の魁として多大の注目を惹いた桃生郡鹿又村に約六百余町（これは六百余町の誤りであらう、以下これに同じ）の田地を有する前谷地村齋藤株式会社にては昨秋の小作争議の渦中に捲込まれ……農民組合側としては飽くまで二割の要求を貫徹するものゝ如く尚今後幾年かゝつても初志を貫徹するまでは強硬に二割を要求せんとしつゝあるので齋藤でも突は昨秋よりそんな小作争議の止まない鹿又村に田地を所有していることは全く快よしとせず何とかして他に売却したいものとの希望があつたがこの程に至り問題は具体化しいよいよ同家では同村六百町歩を売却することに決定し、目下売却を急いでいるが先順序として一通り小作人に相談し若し小作人側において買求めざれば希望者に対して売却することに決定したいといふが、小作人としても農村疲弊の折柄如何に裕福であるとしても反四百円の田地を買求めるものは實際不足でそれよりも現金に

して金貨でもした方が遙かに経済上有利であり亦その他の地主としても昨年の二割引と尚今年以降二割づゝを天引して納入せんとする小作人が頑張つてゐるそんな不吉な問題の田地は何人も慫慂せず対岸の火災視してゐる態度である。それで齋善家としても出来得る限り売却を急ぎ最初売買に際して三分乃至五分だけ一時支払ひとし残額は年賦償還の特典を与へて支払ひを急いでいるようだが、齋善家の田地売却は農村問題上多大の注目を惹いているようである」(大正一三、一一、二七)

以上は鹿又村だけの事例であるが、「齋善家の田地売却は農村問題上多大の注目を惹いている」ということのために集約的に表現されているように、地主層は、この争議がより深刻となり、さらに全般に広がる可能性を内包していたことについて何らかの考慮を払わずにはおれなかった。小作調停法(大正一三年二月)や治安維持法(大正一四年五月)の施行など地主の反撃体制が整う以前においては特にそうであつた。ここで注目を惹くのは、ちょうどこの時期に、いままで「齋藤株式会社を起した外は、会社に関係して其の役員になつたことは殆ど皆無であつた」齋藤家が、仙台信託の設立に専念し始めたことである。このことを考慮に入れると仙台信託の設立が、かかる地主制の危機と全く無関係に進められたとは考えられない。信託会社は、小作争議の影響を幾分でも緩和しうる機能を機構上もつてゐるのである。それは、地主が信託会社に田畑など不動産を信託して、いわば土地会社がそうであつたように、⁽³⁾個別的な地主と小作人との対抗関係を会社と小作人との關係に切換え争議の影響を弱めることができるし、またこれら不動産の売却を引受けることも可能だからである。

「不動産管理信託——不動産の管理のみを目的とする信託である。信託会社が引受けた不動産の所有者となつて、信託財産が市街地に在れば土地或は建物の賃貸契約締結、賃借料の徴収、建物の維持修繕或はまた農耕地であれば小作人の選定、耕種法の改善、指導、小作料の徴収及処分に至る迄、管理上必要な一切の行為に当るのである。

不動産処分信託——これは管理信託の場合と同じく信託会社は受益者の為に権利の保全、其他管理に必要な一切の行為を行

うと共に、適当な機会を捉へて受益者の希望等を参酌して売却其他適宜な処分を為すものである」〔三井信託銀行三十年史〕
六九―七〇頁。

次に、高利貸の利子収奪機構の變化と関連して問題としよう。大正九年の世界恐慌に捲込まれた農村は、昭和一〇年前後まで慢性的な恐慌下に置かれた。こうした状態は、第一次大戦時の好況期を媒介として明治四〇年代より以上に商品経済に捉えられた農家の貨幣需要を一層高めた。高利貸資本も存立基盤の拡大から再び躍動を始めたが、一方において農家経済の悪化は、高利貸資本の収奪基盤を縮小させることになった。高利貸資本の苦窮は、具体的には貸金返済の渋滞、さらに固定債権の累積となつて現われた。いまその間の事情を、登米郡の桜井家の『日誌』から覗うことにする。

「貸金営業ハ、金融切迫ノ状態ナルヲ以テ既貸出シ分ノ返済ヲ為スモノ極メテ少ナキニ拘ラズ新規借入申込モ亦少シ。蓋シ小口借手其跡ヲ断チ、大口借手ハ大概農工等ニ申込み多キニ基因スルモノノ如シ。金利ハ昨年ト大差ナシ。」（大正一〇年末概況）

「貸金営業ハ、金融緊縮ノ結果金利稍々昂騰ヲ示シ、大小ノ借入レノ申込之レナキニアラザルモ借入条件薄弱ナル等ニテ新規貸出額僅少ナリシニ過ギズ。」（大正一一年末概況）

「貸金営業ハ、貸出金額ニ於テ昨年ト大差ナシト雖ドモ金融硬塞ノ結果元本ノ回収ハ勿論利子金ニシテ払込ムモノ極メテ少シ。」（大正一二年末概況）

「貸金営業ハ、貸出金ニ於テ昨年ト大差ナシト雖ドモ金融固定取立渋滞ノ嫌ナキニアラズ。」（大正一三年末概況）

この貸金返済の渋滞とともに重要なことは、大正末期から勃興した高利貸にたいする抵抗運動の影響である。かかる運動が、当時高まりつつあった社会運動に触発されて起きたことは容易に想像しうるところである。具体的に

いえばそれは、東京に本部をもち主に弁護士を結集して組織された「義務研究会」を中心に進められた。そして大正一四年二月には仙台に支部を設けて運動を拡大している。

「飛火しさうな高利貸征伐……実情調査に着手した義務研究会

高利貸征伐の別働隊ともいふべき谷村弁護士等は仙台市二日町中沢三左衛門対福島県野沢町斎藤家にかゝる貸金事件に対して東京に潜伏中の中沢と陸語談判を試むべく当市中野・菊地弁護士と共に上京したが更に斎藤家整理委員吉野三郎氏は長谷川弁護士と共に上京し折衝中であるといふから事件は穩かに解決するものと見られる。然し一方亀井弁護士並に義務研究会会員等はその事務所に宛て高利貸の好手段に苦しめられつゝある人々よりその内容を報告して来る者が非常に多くその実情調査に着手したといふが当市弁護士の中にもこれに共鳴してゐる向きが少くない。兎も角東北において有名な高利貸連の跋扈する土地として一派の行動は大いに注目されている」(『河北新報』大正一四、二、一三)

「義務研究会……仙台に支部設定

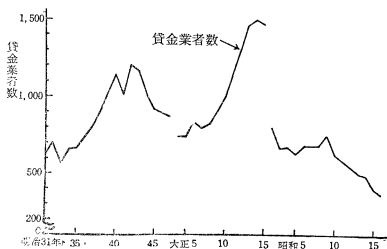
高利貸征伐団の来仙活動を見るに至つた中沢対斎藤貸借事件は兎も角解決を見たが、当地には高利貸が跋扈し債務者の膏血を絞りつゝある実情に鑑み義務研究会では仙台市に支部を設置し、市内における高利貸の全部を征伐すべく準備中である」と

(一、一〇)

「義務研究会」がその後どのような活動を行なつたかについては明らかにしえないが、『河北新報』によれば、主に仙台市及びその周辺の高利貸に脅威を与えたようである。また農村においても高利貸資本にたいする抵抗は、小作争議のなかに編込まれて次第に強まつていった。競売物件の「組合競落⁽⁴⁾」とか借金俵引運動などがそれである。以上のように、この時期の債権者にたいする債務者の抵抗方法が、明治四〇年代にみられたような単なる個人的怨悪から抜け出て意識的かつ組織的となつたことはとくに注目される変化であつた。

なお以上の外に農工銀行の貸付が大正末期に顕著な増大をみせ、高利貸の跳りようを或程度防いだこともつけ加えておかねばならない。

農村高利貸資本は、以上の結果いまだ確固たる存立基盤を残しながらも再び停滞を余儀なくされるのである。ここで官城県下の貸金業者数の変化を追いながら停滞の実態について確認しておこう。第二図をみよ。明治四〇年代の動きは、福島県の場合とほぼ同じである。その後大正中期には減少するが、大正九年以降一三年にかけて急増し、一四年以降昭和九年まで停頓状態にある。この動きのなかでわれわれの注目を惹くのは、不況期における貸金業者数の変化である。すなわちそれは、恐慌に突入した比較的初期には急テンポで増加するが、恐慌が深刻化し収奪がほぼ飽和点に達するや停滞ないし減少するという現象である。このことは、運転資本額についても以上のようにはっきりとした動きを示さないとしてもやはり指摘できることである。さて貸金業者数のピークは、明治四二年と大正一四年である。この時点、いい換え



第2図 貸金業者数の変化(宮城県)

1. 資料の出所は前掲第3表と同じ。ただし明治31～35年の数値は『宮城県統計書』により補充した。
2. この貸金業者数は、課税対象及び営業税法の改正によって連続して見ることはできない。すなわち明治31～大正3年は運転資本額500円以上、大正4～15年は同1,000円以上、昭和2年以後は営業税が営業収益税に変わり、当該事業収益400円以上が課税対象となった(詳細については『明治大正財政史』第7巻参照)。
3. 貸金業者数は主業者のみをとり挙げた。

れば高利貸資本の収奪が飽和点に達する時期に、ちょうど信託会社が出現するのである。このことから信託会社は、高利貸資本の展開過程と密接な関連をもっていたといえるであらう。

ところで信託会社は、高利貸的利子収奪機構の動揺を或程度補強しうる機能をもっている。それは、高利貸資本が信託会社を媒介として貸付を申し、同時に債権をこれに信託して元利の取立を委ねることができるからである。

「特定金銭信託——本信託の運用方法は通常特定の会社の株式に投資するとか或は特定の相手方に対して貸付ることが多い。貸付の場合は特に知人、親戚、或は親子関係にある会社間の直接の貸借は債権取立の強行が困難なことや、感情上の纏れ其他の紛糾を避ける目的等に依って信託されるものが多い。」（『三井信託銀行三十年史』五八頁）

「金銭債権の信託——例へば貸付金、売却代金、保険金等金銭の支払を目的とする債権を信託して、信託会社をしてこれが元本や利子の取立或は担保権の保全を為さしめるものである。」（『同書』六八頁）

次に、有価証券投資の変化との関連を問題としよう。地主の証券投資がとくに多くなるのは、一般的にいつて大正中期である。その契機は次の二点に求めることができると思われる。直接の契機は、第一次大戦時の農産物価格の騰貴によって農家経済が一応の小康状態——勿論一部の中貧農層をのぞいて——をえたこと、及び農工銀行や産業組合の貸付が増大したことから農家の貨幣需要が急減し、地主の貨幣資本が遊休化したためであった。

「貸金営業ノ如キハ、新規貸出殆ンドナク、弗々返済又ハ利子ノ払込ミアレトモ未タニ二万円程度ノ未済アリ。貸出ノ回収アリタル分ヲシテ有価証券ニ放資シタルモノ多額ニ達ス。」（桜井家『日誌』大正五年末概況）

「貸金営業ニ至リテハ、稍々不況ヲ呈シ、大小貸金ノ返済セラルルモノ多額ニ達ス。蓋シ農作物高価ノ為農家ノ経済豊富ナルニ基因ス。随テ金利ノ下落トナリ遊金ノ死蔵トナリ、貸金業ニトリテハ多大ノ苦痛タルヲ免レズト雖トモ一般経済界ノ為メニハ却テ喜ブベキ現象ナリトス。」（大正六年末概況）

農村地方における中小信託会社の性格と機能

「貸金営業ニ至リテハ引継キ不況ヲ呈シ、資金ノ回収スルモノ多キヲ以テ株式放資ニ乗換ヒタル分少カラズ。」(大正七年末概況)

しかしかかる証券投資を誘発する内在的な契機は、すでに明治四〇年代から芽生えつつあった。それは、この時期から高率小作料や高利の収奪機構が揺ぎ始め、前期的資本の蓄積拡大の場が次第に狭まってきたことに求められよう。なお他面においては、土地所有や高利貸資本の利廻りが急速に低下したのたいては都市企業の配当率が逆に上昇し、そしてそれが前期的資本の採算ベースによりやく乗りうるようになったことも充分に考慮に入ねばならない。

地主は、以上の結果かなり積極的に証券投資を行なうようになった。大正七、八年の株式市場の活況は、彼らの投機熱をあおった。

参考までに、斎藤家(ここでは斎藤株式会社)と桜井家の証券投資の実態を示せば下表のごとくである。これによ

	斎藤家				桜井家			
	総額	公社債	株式		総額	公社債	株式	
			中央株	地方株			中央株	地方株
	円	円	円	円	円	円	円	円
大正元年	94,122	75,449	0	18,673	4,423	380	0	4,043
2	93,622	74,849	0	18,773	4,467	24	0	4,443
3	93,049	74,201	0	18,848	5,263	20	0	5,243
4	93,124	74,201	0	18,923	...	...	...	...
5	93,199	74,201	0	18,998	26,141	0	7,710	18,431
6	743,324	724,201	0	19,123	34,199	0	15,768	18,431
7	780,640	724,201	37,500	18,939	54,142	0	30,920	23,222
8	825,246	733,017	37,500	54,729	74,854	0	30,119	44,735
9	1,012,518	733,017 (500,000)	210,397	69,104	93,474	0	31,244	62,230
10	1,531,193	1,232,352	222,412	76,429	100,474	0	31,244	69,230

1. 斎藤家の有価証券投資は斎藤株式会社『公債株式台帳』、桜井家の場合には『貸金台帳』により作成。ただし金額は各年度末残高。
2. () 内金額は社債投資額。

れば両家とも大正五、六年を転機として証券投資が増大している。しかし両家の投資内容には違いがある。斎藤家は、株式よりも確実な配当を目的とした公社債投資が多く、また株式のなかでも中央株の比重が高い。桜井家の場合には、公社債は殆どなく専ら株式投資を行なっているが、なかでも地方株が多い。

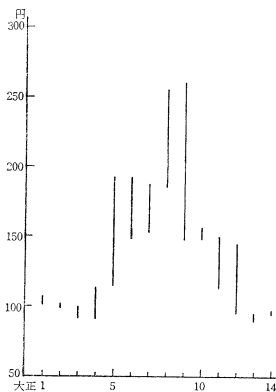
しかし大正九年三月に始まる株価の暴落と引続く沈滞は、証券投資なканずく株式投資を増大しつつあった当時の地主層に手ひどい打撃を与えた(第三図参照)。なかでも主に地方株への投資に主力を注いできた地主は、地方企業の相つぐ倒産や減資によって甚大な損害を蒙った。この新しい事態にたいして地主は、新規の投資を手控えたのは勿論のこと、所有株を买入価格を割ってまで売却することもできずそのまま退蔵しなければならなかった。⁽⁶⁾ 桜井家の『日誌』は、この間の事情をこう述べてゐる。

「株式界ハ、本年三月突如大暴落ヲ演出シテヨリ以来引続キ慘風悲雨、暗胆寒ニ名状スベカラザルモノアリ。而シテ中央並ニ地方株ニシテ多少ノ持株ヲ所有シタル分ニアリテハ安値売放チ難ク、止ムナク隠忍持久ノ計ニ出ツルヨリ途ナシ。」(大正九年末概況)

「株式市場依然昨年ト変ナシ。持株何レモ隠忍持久ノ策ヲ執ルヨリ外ナシ。」(大正一〇年末概況)

「株式界ハ依然トシテ萎縮不振ノ程ニ在リ。其

農村地方における中小信託会社の性格と機能



第3図 株 価 の 変 動

勸銀調査課『主要株式利廻調』より作成。

ノ何レノ日ニカ春陽來復ノ季ヲ迎フルヲ得ンカ、殆ンド逆賭スルコトヲ得ズ。」(大正一一年末概況)

「株式市場依然トシテ暗胆タル狀況ニシテ其ノ活動擡頭ノ時期前途極メテ瞭遠タルヲ思ハシム。」(大正一二年末概況)

「株式市況依然トシテ不況、平凡特筆ノ価値ナシ。」(大正一三年末概況)

多くの無配株や低配当株を抱えた当時の地主は、株価の騰貴をまつてこれをしてできるだけ有利に売却するか、さもなければ証券市場の変化に機敏に対処できる機関に依存しながらさらに証券投資を増加し、これの保全と増殖を図らねばならなかった。総じて独占資本の段階においては、産業資本段階におけるように中小投資家たちの自由競争的な個人的投資をものはや許さないのである。この点においても信託会社は、或程度の代弁的機能を果しうるのである。

「管理有価証券信託——有価証券の管理を目的とする信託であり、其利札、配当金の取立、償還金の受領、株式の払込等必要なる一切の行為を為すものである。

運用有価証券信託——受託した有価証券を他に貸渡して貸付料を受入れ、或はこれを担保に差入れ借入金をしてその資金を有利に運用して収益を挙げ、これらを受益者に交付するのが本信託である。受益者は有価証券そのものの利息、配当の外に右運用収益を受け且火災、盗難等の危険も無く極めて有利安全なものである。」(三井信託銀行三十年史「六七頁」)

最後に、遊休貨幣資本について問題としよう。以上述べてきた前期的資本の蓄積機構の動搖にたいして、いかに補強的な措置をとったとしてもその拡大蓄積には限界がある。ここに当然のことながら遊休貨幣資本をいかに運用するかという問題が改めて出てくるのである。その場合に、この遊休貨幣資本の運用は、出来るだけ安全かつ有利であることが要請される。信託会社は、この点についても次のような機能を果たすことが可能なのである。

「指定金銭信託——委託者が金銭を信託するに際し貸付、預金又は有価証券、不動産を買入れる等、運用方法の大綱を指定

するもので、前記特定信託の如く具体的にこれを定めないものである。よつてその運用は勿論約定条項の範圍に限定されるが、具体的方法は總て信託会社に一任せられ、信託会社が投資的技術を發揮する余地の最も多いものであり、従つてこれは特定金銭信託と異り信託会社は元本補填、利益補足の保証契約を締結することが出来る。其利益補足の最高率は大正十一年大蔵省告示第一五七号を以て年五分五厘と定められたが、昭和十一年同告示第一六九号を以て年三分に変更された。当初この信託受入の最低金額は五百円、最短期間は一ケ年であつた。

これ等の規定は銀行預金殊に定期預金との争奪を防がんとする趣旨であつた。尤も業法制定前に作られた信託業法綱領に於ては右最低額を壹千円と定めたが、業法施行細則ではこれを五百円に下げ、信託会社をしてより広い範圍の財産保護及利殖機關たらしめたのである。其後最短期間は二ケ年に延長された。

金銭信託以外の金銭の信託——信託会社が信託引受当時金銭を受入れたもののうち、信託終了時に金銭を以て受益せしめる約定をしたものを前述の通り金銭信託と称し、右約定をしないものを金銭信託以外の金銭の信託と称するのである。即ち信託終了の際の現状財産、例えば不動産或は有価証券に投資して居ればそれ等不動産或は有価証券の儘で引渡す信託である。」「(三井信託銀行三十年史』五九—六〇、六六頁)

以上みてきたように、大正末期における「資産家」の自立的な蓄積活動は、農村の内外を問わず著しく狭まり、しかも不安定となつた。ここに彼らは、この段階に照応した何らかの組織的な対応を考えねばならなくなつた。金銭信託を始め金銭債権の信託、有価証券信託及び不動産信託など財産に関する一切の信託業務を営む信託会社は、正に農村の資産家層にとって「現代に適應する経済界の重要機關」たりうる形式を一応整えていたといえよう。しかしそれは、飽くまでも一応の形式を整えていたにすぎないのであつて、いまだで挙げてきた信託会社の諸業務がすべて發揮されることを意味するものではない⁽⁸⁾。当社は、後に改めて検討するようにこれらの業務を多かれ少かれ

果すが、主要な業務が金融に置れている以上高利の利子収奪機構の動搖と最も密接な関連をもっているのである。

仙台信託は、以上述べてきた内容と条件の成熟をまけて設立した。ではどのような階層の利害を代弁したのであるか、当社における五〇株以上の大株主の構成についてみよう（第六表）。第一に指摘できることは、大株主の殆どが五〇町以上の地主であり、しかも県内における二〇〇町以上の大地主二〇人のうち実に一五人までが大株主として名を連ねていた。そしてこれらの大株主層が、総株数六万のうち七四％を占めていたが、なかでも斎藤家がその大半をもち実質的な経営権を掌握していた。第二に、大株主の主要な職業についてみると金貸、質屋が断然多く、ついで地主収入、農業となっている。いずれにせよ当県下においては最も封建色

第6表 仙台信託の大株主（500株以上）

株主	持株	役職	土地所有	主なる職業	株主	持株	役職	土地所有	主なる職業
S・Z	28,100	社長	1,448	金貸業	T・Y	600	監査役	203	農
S・K	500	常務			N・Y	600		340	金貸業
K・N	2,000	監査役	98	金貸業	S・G	600	取締役支配人	331	地主収入
U・S	1,000	取締役	225	金貸業	S・E	600		164	銀行
N・S	1,000	取締役	331	金貸業	S・K	600		363	酒造業
O・K	1,000	取締役	399	農	A・S	600		389	質屋
S・S	1,000	取締役	214	金貸業	S・M	600		257	農
T・S	1,000	取締役	62	無職	H・K	600		(33)	収入生計
H・Y	1,000		—	(金庫プロ —カー)	T・K	500		—	—
I・H	600	取締役	339	酒造業	N・T	500		79	金貸業
A・Z	600		(80)	(金貸業)	N・T	500		64	金貸業
U・J	600		232	金貸業	S・S	500		232	農
S・K	600		242	農	T・Y	500		—	(土建業)

1. 株主と持株は、設立当時における『株主台帳』による。
2. 役職は、木村嘉八郎『信託の話』（昭和4年）に掲載された名簿より抽出。
3. 株主の土地所有と主なる職業は、農林省農務局「五十町歩以上、大地主」（大正13年6月調査）によったが、（ ）内は宮城県内務部『五十町歩以上耕地所有地主の調査』とききとりにより補充した。

の濃厚な高利貸資本・地主であった。

次にいま一つの手懸りとなりうる信託業務別受託額を挙げれば、第七表のごとくである。まず一口当り平均受託額をみるとどの信託業務をとってみても一万円以上の高額である。また受託総額に占める一万円以上の受託金比率は六一・八%で、信託業務別には金銭信託・有価証券信託・不動産信託の順に高くなっている。かかる高額の寄託は、その寄託能力からいって比較的に大きな高利貸資本・地主であったといつてよいであろう。なお参考までに昭和一〇年七月末現在における当社役員からの受託額は四、三八七千円で総額一二、三八八千円の実に三五%を占めていたのである。

このことから『翁伝』の筆者のいう「資産家」は、県下においてもとくに大きな高利貸資本・地主をさしており、従つて仙台信託はこれらの階層の利害を代弁する信用機関として設立されたといえよう。

ここで一応福島県下信託会社の設立契機との差異について要約しておこう。両者の差異は次の二点に求められる。

第7表 受託額別、信託業務別金額

(金額の単位は千円)

	受託額	金銭信託	有価証券信託	不動産信託
10万円以上 { 口金 数額 B	29 5,304	18 3,520	10 1,671	1 113
1万円以上 { 口金 数額 C	174 4,686	118 2,896	55 1,776	1 14
500円以上 { 口金 数額	936 6,154	867 5,840	69 314	0 0
500円以下 { 口金 数額	91 24	85 22	6 2	0 0
計 { 口金 数額 A	1,230 16,168	1,088 12,278	140 3,763	2 127
1 口 当 り 金 額	13	11	26	63
B + C / A (%)	61.8	52.3	91.6	100.0

1. 『仙台信託営業報告書』(昭和11年)により作成。
2. 金銭信託のなかには、金銭信託以外の金銭信託をも含む。

第一に、両者の設立契機が等しく前期的資本の蓄積機構の動揺に内在したとはいえ福島は高利貸資本のみに、仙台信託の場合には高利をも含めた全蓄積機構の動揺にあった。第二に、以上の違いは当然のことながら収奪者側の変化に照応するものであった。すなわち明治四〇年代には、中以上の高利貸資本は収奪対象を小農民から他に委ねる余地がいまだ残されていた。しかしこの段階においては、先述のように農村の内外を問わず彼らの自立的な投資の場が狭まり、しかも不安定となり、いわば前期的資本の蓄積が極限に立たされた点にあった。

(1) 例えば宮城県における信託会社のなかでも最も古く、しかも堅実な歩みを続けてきた宮城信託は、仙台信託との合併を図ったが結局仙台信託側の反対で失敗に終わった(『河北新報』大正一四、七、一六)。その他の信託会社も解散するか、きもなければ土地会社や貸金会社に姿を変えた。

(2) 農林省農務局『小作年報(昭和三年)』一五〇頁。

(3) この時期の土地会社の機能については、栗原百寿『現代日本農業論』四二頁。なお具体的な分析として拙稿「地主的な方銀行の性格と機能」(『本誌』九卷四号所収論文)を参照。

(4) 農林省農務局『前掲書』一五一頁。

(5) 地主の有価証券所有者化について守田志郎氏は、「この時期の地主制の変貌は、山田盛太郎・阪本楠彦・細貝大次郎氏など、資本への適応のみちとして有価証券所有者化の顕著さを指摘するのであるが、企業への直接の参加といった形で有価証券を集積する傾向は少いとみられるので、資本への適応はやはり地主小作関係の推移のなかにより多く、求められるべきなのであろう。」(『近代地主制度確立のメカニズム』—近藤康男編『農業経済研究入門』所収論文、八四頁)と指摘されている。この点の指摘は正しいと思う。しかし「土地所有は公債や株券を所有することにくらべて、はるかに割のわるい所有となってくる」(阪本楠彦『日本農業の経済法則』一四八頁)といった側面、つまり農村における前期的資本も資本としての利潤率の平準化作用の影響を次第に受けるようになり、それに基いた資本の移動を行うようになる側面もあり重要である(この点については斎藤仁「前掲論文」二二頁参照)。かかる側面を重視しないと、会社配当率や株価の変動にたいする地主の具体的な適応の姿が見失われてしまうからである。

その一事例として斎藤善右エ門と青森県の大地主佐々木嘉太郎との会話を挙げておく。

社長(斎藤善右エ門) 副産物トシテ諸種ノ果樹園其他ノ産業及ビ手工ノ有無其ノ利益

佐々木 昔ハ林檎モ肥料ヲ施サズシテ成熟シテアリマシタガ今ハ手入ハ極メテ面倒ニナツタ利益勘定ハ専門者ニアラザレ

バ判カリマセヌ

前記ノ郡書記曰ク 大正三年度ニ於ケル郡ノ計算ニ依レバ拾町歩ノ小作米ヲ以テ生活スル地主ノ純利益ハ五百円ニ過ギナイトノ事デアリマス田地相場ハ碇石貳斗ノ小作米ヲ取ル一反歩ハ従前貳百五拾円位ナリシモ今ハ百五拾円ニ低落セリ故ニ地主ハ株式ヲ持ツ傾向ガ出テ来マシタ

(斎藤家蔵『秋田・山形有力家訪問ノ記』(農業総合研究所積雪地方支所『研究資料』No. 四頁)

(6) このことは、地主の有価証券所有省化傾向を否定するものではなく、この傾向が恐慌期を通して多かれ少かれチェックされることを強調したのである。例えば斎藤家については一三四頁の表と第一六表、桜井家については第一九表から以上のことを覗うことができる。

(7) 江口行雄『投資信託論』四二八頁。

(8) 信託会社の果す実際の諸機能は、ほぼ同じような契機によって設立されたと考えられる東北地方の信託会社についても、それぞれの置かれた諸条件によってニュアンスの差がある。この点については一四四頁(註)を参照されたい。

(二) 仙台信託の性格と機能

前節において仙台信託の設立契機とその意義について考察したが、ここであつた当社の性格は、当然のことながら設立以降における具体的な展開過程を規制する要因となる。本節では、当社の信託経営における諸特徴を受託面と資金運用面とに分けて検討し、その果した諸機能をみてゆくことにしたい。

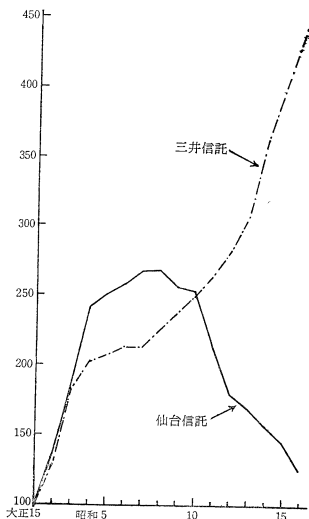
信託会社の資本は、固有財産(自己資本)と信託財産(他人資本)とからなっているが、両者は厳密に区分して管理・運用されることになっている(信託法第二八条)。しかし固有財産の果す経済的機能は、信託財産のそれに比べれば殆ど問題にな

農村地方における中小信託会社の性格と機能

らないので、ここでは分析の対象外におく。

始めに、当社の経営の動向を信託財産の増加指数に代表させてみておく。

第四図をみよ。当社と参考までに挙げた三井信託の動きを比較すると、両者とも大正一五年から昭和四年頃にかけて顕著な増勢を示しているが、昭和



第4図 仙台・三井両信託会社の信託財産増加指数（大正15年=100）

『信託協会会報』の掲載資料より作成。

和大恐慌下の五・七年頃には停滞に転じ、それ以降になると両者の趨勢は全く背離し、三井は増大、仙台は逆に減少の一路を辿っている。こうした動きは、単に仙台信託のみならず中小信託会社と財閥系信託会社の辿るべき方向、さらにいえば後者による前者の制覇の過程を示すものであろう。さてここで仙台信託の経営が、昭和和大恐慌を転機として停滞から衰退に向うことがわかったが、なお当社では一〇年以後になると殆ど営業が麻痺し、事実上休業状態に入るのである。このことから当社の性格と機能を汲みとるには一〇年以前の経営分析にかぎってみても差支えないであらう。なお仙台信託の諸機能を明らかにするために、ここでは財閥系信託会社の諸機能と対比しながら分

析を進めてゆくことにしよう。

(1) 受託面の特徴

この面での特徴として次の二点を挙げる事ができる。第一に、財閥系信託会社は、金銭信託なれど指定金銭信託（以下指定信託と略す）を基軸として発展したのたいして、当社の場合には、この指定信託とともに特定金銭信託（以下特定信託と略す）と有価証券信託が比較的の高い比重を占めていた。第八表によれば金銭信託と有価証券信託は、累年八五%以上で圧倒的に高い割合を示している。このうち金銭信託は、大正一五年には僅かに二三%に過ぎなかったが、次第にその比重を増し昭和四年以後には五〇%を突破している。しかしそれにしても財閥系信託会社には遠く及ばない。例えば三井信託を挙げると大正一四年、昭和三年及び七年には、それぞれ六八%、八〇%、八五%となっている。またこの金銭信託のなかには指定信託の他に特定信託も含まれるが、当社の場合には後者の比重が比較的に高かったと思われる。両信託業務を区分した資料は、昭和一一年下半期の「運用方法別表」し

第8表 信託業務別受託額の推移

	受託総額	金 銭 信 託	金銭信託以外の 金銭の信託	有 価 証 券 信 託	不動産 信 託
	千円	千円 %	千円 %	千円 %	千円
大正15年	7,537	1 804(23.9)	0	5,733(76.1)	0
昭和 2	10,725	3,370(31.4)	40 (0.4)	7,315(68.2)	0
3	14,573	6,682(45.9)	172 (1.1)	7,705(52.9)	14
4	18,203	10,054(55.2)	358 (2.0)	7,664(42.1)	127
5	19,141	11,667(61.0)	323 (1.7)	7,014(36.6)	137
6	19,633	11,986(61.1)	850 (4.3)	6,660(33.9)	137
7	20,299	11,499(56.7)	1,593 (7.8)	7,064(34.8)	143
8	20,437	11,544(56.5)	1,883 (9.2)	6,877(33.6)	133
9	19,345	11,935(61.7)	1,652 (8.5)	5,625(29.1)	133
10	19,112	11,345(59.3)	2,655(13.9)	4,979(26.1)	133

1. 『信託協会会報』より作成。ただし数値は、各年下半期（仙台信託に關する数値は断りないかぎり以下これにならう）の金額である。
2. () 内は受託総額を100とした比率であるが、不動産信託については零細であるため省略した。

が残っていない。これによると特定信託は、金銭信託総額九、一五二千円のうち六一二千円で僅かに六%に過ぎない。しかしそれでもこの比率は、同時期の全国比率三%よりも高いし、財閥系信託会社のそれよりはさらに一層高いのである。そしてこの全国比率は、昭和七年五%、三年八%、大正一四年三二%と時期を遡るにつれて増大する傾向がみられる。参考までに三井信託の場合についてみると昭和三年二%、大正一四年四%でやはり同様の傾向を示している。いま仮に当社の比率も同じように増大したとすれば、仙台信託の設立当初においてはかなり高いことになる。

信託業務の面でみられる以上の特徴は、設立契機でみられた諸事情を反映していると考えられる。すなわち財閥系信託会社は、財閥資本間の競争にうちかち企業の系列的支配を強める目的をもって登場した。そしてこの段階に金利生活者化を余儀なくされた中小資本家の遊休貨幣資本を指定信託として居ながらにして吸収できた。しかし農村に基盤をおく仙台信託の場合には、この段階に発展ではなく、全蓄積機構の動揺によって停滞を余儀なくされた大高利貸資本・地主のいわば脱出口を切開くために登場したから、何よりもまず固定債権や反古同様の有価証券などを流動化することから始めなければならなかったのである。

東北地方における他の信託会社も、創立当初は概して金銭信託の占める割合が低かった。下表をみると盛岡と青森の両社は有価証券信託、秋田は不動産信託の比重が高い。

採 集 時 点	盛 岡	青 森	秋 田
	大正15年	大正15年	昭和2年
金 銭 信 託	千円 1,463	千円 663	千円 705
金銭債権の信託	0	120	20
有価証券信託	367	911	26
不 動 産 信 託	0	93	552
計	1,830	1,787	1,303

『信託協会会報』より作成。ただし数値は、各年下半期の金額である。

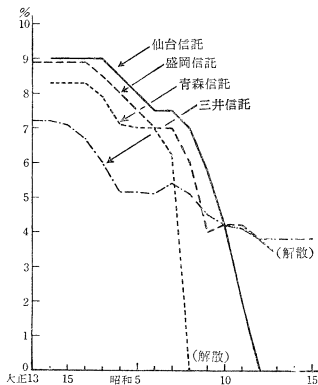
信託業務の面でみられる以上の特徴は、設立契機でみられた諸事情を反映していると考えられる。すなわち財閥

受託面での第二の特徴は、寄託者にたいして高利率の収益配当を行なったことである。このことは、指定信託にかいしてだけではなく運用有価証券信託についてもいえるが、ここでは資料の制約上前者にかぎって問題にする。

一、金銭信託（五百円以上） 利廻り年八分以上の見込前期は九分配当

一、有価証券信託——利廻り種類により年一分五厘—二分の見込（利札又は配当の外）長期は二・五分—三分の配当をなせり
 （『河北新報』大正一四、一二、二五）

金銭信託の収益配当率は、一般的にいつて銀行の定期預金利率よりも高い。その主たる理由は、金銭信託が銀行の定期よりも長期かつ大口の優良な預金であり、それに相応する有利な運用が可能だからである。ここでの問題は、



第5図 金銭信託（指定・合同）
収益配当率の動向

- 『三井信託銀行三十年史』附録に掲載された「金銭信託（指定・合同）収益配当率調」のなかから上掲各社をとり出した。ただし各年の数値は、上半期の収益配当率である。
- 大正13～昭和2年における盛岡信託の収益配当率は9%であるが、仙台と重なるためこれより低く表示した。

でに挙げた青森や盛岡信託の場合にも指摘できる。仙台を始め東北地方の信託会社は、この面においては全国でもトップグループを形成していたのである。

ではなぜこのような高利率の収益配当を行なったのであろうか、寄託面にかぎってみれば次の三点にその理由を求めることができると思われる。まず考えられることは、地元銀行との預金獲得をめぐる競争である。信託会社が、その後進的登場の不利を補ない遊休貨幣資本を効果的に吸収しようとするためには、少なくとも地元銀行の定期よりも高利率の収益配当を寄託者に保証しなければならぬ⁽³⁾。地元銀行と信託会社との預金獲得競争は、すでに仙台信託の設立以前から問題となっていた。『河北新報』は次のように報じている。

「銀行の脅威となる信託予金の吸収——齋善翁の仙台信託と各銀行の定期予金

仙台市における財界の実情を見るに銀行間の協定利率はいつの間にか放棄され自由競争の姿となった。為め相互に経営上の苦痛を感じ果ては再び協定履行の自責行為に出でんとするに至ったところが茲に一問題とすべきは天下の富豪を以て許さるゝ齋善翁の仙台信託の出現である。同会社は正に創立の事務を整へて近く總會を開催せんとしているから業務の開始は十四年上半期となるのである。中央財界における三井信託の高率な資金吸収は直ちにこれを仙台の齋善信託と各銀行との間に行わねばと見て差支へない。それは齋善翁の天才的怪腕を信するものゝ何人も疑はぬところであつて然もその豊富な資財が裏書をするのである」(大正一三、一一、二四)

いま当社の設立当時における仙台市中銀行の協定利率(『河北新報』大正一四、一一、一〇掲載)を挙げると、甲種銀行七%、乙種銀行七・三%である。仮にこの協定が完全に履行されていたとすれば、仙台信託の収益配当率はこれよりも一・七〜二・〇%高かったことになる。

次に、大信託会社との競争についても考慮に入れねばならない。長期性の預金である金銭信託は、本来銀行預金

のように地域にしばられる必要がないし、また預金の安全性という観点からも経営の堅固な大信託会社に流れる傾向をもっている。この流出を喰止めるには、当社の確固たる信用力の維持を前提として、収益配当率を大信託会社よりもできるだけ高くしなければならぬのである。⁽⁴⁾

以上の二点が、信託預金を吸収するために必要な収益配当率のいわば最低限界を形成する。一方において金銭信託が、定期よりも一層高次の投資性預金⁽⁵⁾であるという性格にも影響される。すなわち当社は、先述のように「資産家」の遊休化した貨幣資本を主要な資金源としている。それ故に彼らの手近な投資物件の利廻りと関連してくる。高利貸資本の利子率との関連がとくに問題となるのである。だから仙台信託がかかる貨幣資本を積極的に吸収するためには、出来るだけ高利貸資本の利子率に接近しなければならない。

仙台信託の収益配当率は、以上の二つの最高・最低限界のなかで決定される傾向をもっており、従って極めて高利率となるのである。高利率の収益配当は、当社の資金運用を規制するとともに逆に高率の資金運用によって始めて可能となるのである。

(2) 資金運用面の特徴

この面での特徴は次の二点に求められる。第一に、いままで述べてきたことから明らかのように、高率の資金運用である。⁽⁶⁾本来長期性の予金を主要な資金源とする信託会社は、貸付では財団抵当貸、有価証券では社債投資が最も適応した資金の運用形態であるとされている。⁽⁷⁾財閥系信託会社は、同系統の銀行と密接な連繫を保ちながらこれらへの資金運用を行ない、諸企業にたいする系列的支配を効果的におし進めてきた。

『信託協会会報』によれば貸付総額に占める財団抵当貸の全国比率は、昭和八年頃までは一九・二〇%でさして高くない。

しかし金融諸機関における信託会社の地位は、保険会社・特銀（興銀をのぞく）・興銀・普通銀行よりも高くトップに立つて

いる（白井規矩雄『日本信託業論』一三一頁参照）。また、有価証券投資総額に占める社債投資は、昭和八年頃までは六〇・七〇％で国債、地方債、株式よりも圧倒的に高い（『同書』一三六頁）。なお全国信託会社のこれらへの運用額にたいする財閥系信託会社（三井・三菱・住友・安田・川崎・関西・鴻池の七社）の占める比率は、昭和四年末現在で社債が八三％、財団抵当貸が七一％となっている（高橋亀吉『日本金融論』二四二頁）。

これにたいして仙台信託では、通常金融諸機関が資金運用を避ける不動産担保貸に主力を注いだ。

まず当社の資金運用についてみよう。第九表によると資金運用総額のうち貸付と有価証券投資は、例年九〇％前後を占めており、なかでも貸付は六〇・七〇％でその大宗をなしている。ところでここに表示された有価証券の大部分は、管理有価証券信託の相對勘定としてできたものである。運用有価証券信託部分は、すでに借入金の担保として銀行に提供されており、その借入金は貸付に振向けられているのである。

※ 当社の資金は、有価証券投資の利廻りが低いためにこの分野では殆ど運用されていない。また運用有価証券信託も例外なく貸付に振向け

第9表 資金運用先別金額の推移

	資金運用 総額	有 価 証 券	貸 付 金	不 動 産	預金及 預金	その他
	千円	千円 %	千円 %	千円 %	千円	千円
大正15年	6,349	2,620(41.3)	3,051(48.1)	0 (0)	568	110
昭和 2	9,922	3,623(36.5)	5,341(53.8)	42 (0)	825	91
3	13,973	4,097(29.3)	8,959(64.1)	35 (0)	752	130
4	18,131	4,184(23.1)	12,673(69.9)	257 (1.4)	811	206
5	19,220	3,735(19.4)	14,340(74.6)	416 (2.2)	566	163
6	19,879	3,568(17.9)	14,652(73.7)	562 (2.8)	985	112
7	20,802	3,944(19.0)	14,237(68.4)	1,427 (6.9)	978	216
8	20,859	3,783(18.1)	13,535(64.9)	2,689(12.9)	674	178
9	19,561	3,130(16.0)	12,785(65.4)	3,091(15.8)	460	95
10	19,227	2,785(14.5)	12,007(62.4)	4,110(21.4)	237	88

『信託協会会報』による。

られたが、その借入先は主に三井銀行と関西信託であったという。

このことを考慮に入れると表示した数値のうち実際に当社で自由に運用できる資金は、有価証券部分をのぞいた額となり、結局貸付がその大部分を占めていたことになる。

次にこの貸付を担保別にみると第一〇表のように、不動産担保貸が貸付総額の七〇・八〇%を占め、断然他を圧している。このように当社の資金運用は、その大部分が不動産担保貸に向けられていたといえよう。

ではなぜ不動産担保貸が多かったのであろうか。いまその手がかりをうるために、仙台信託の金銭信託収益配当率と他の投資対象別利廻りとの比較をしよう(第二表)。ここで挙げた諸投資物件のうち収益配当率を上廻るのは、個人間不動産貸付利率と主要株式の配当率だけである。その他は低く始めから投資対象の増外におかれていた。しかしこの株式投資も株式市況の停滞状態を反映して積極的とはなりえなかったし、株式の高配当率にしても高利率の収益配当を保証し、さらに運用有価証券信託の場合のように借入先銀行への利子の支払をも考え合わせると必ずしも充分に期待しうる程の高利廻りとはいえない。かくして資金運用は、不動産担保貸に集中することになる。しかしかかる資金運用の特徴は、仙台信託にかぎったことではなく地方の中小信託会社に共通してみられた現象であった。

『信託協会会報』によれば、貸付総額に占める不動産担保貸の全国比率は、昭和三年一七・五%、七年一七・一%である。この兩年度について三井信託の場合を挙げると三・六%、二・四%で驚くほど低率であるが、これにたいして東北地方の信託会社は全く対蹠的である。すなわち盛岡は三八・五%、二四・三%、秋田は八〇・〇%、六三・五%、青森は七四・〇%、九五・〇%である。

第10表 担保別貸付金の推移

	貸付金 総額	有価証券 担保貸	不動産担保貸	保 証 貸	債 権 担保貸	その他
	千円	千円	千円 %	千円 %	千円	千円
大正 15 年	3,051	22	2,591(84.9)	438(14.4)	0	0
昭和 2	5,341	345	4,107(76.9)	879(16.5)	10	0
3	8,959	279	7,143(79.7)	1,442(16.1)	95	0
4	12,673	364	10,086(79.6)	1,824(14.4)	279	120
5	14,340	594	11,291(78.7)	2,003(14.0)	263	189
6	14,652	574	11,729(80.0)	1,881(12.8)	277	191
7	14,237	376	11,560(81.2)	1,808(12.7)	301	192
8	13,535	364	10,805(79.8)	1,830(13.5)	267	269
9	12,785	430	9,673(75.7)	2,212(17.3)	230	240
10	12,007	422	8,770(73.0)	2,413(20.1)	223	179

『信託協会会報』による。

農村地方における中小信託会社の性格と機能

第11表 仙台信託の金銭信託収益配当率と他の投資対象別
利廻りとの比較

	金銭信託 収益配当 率	国 債 利廻り	社 債 利廻り	株 式		個人間不 動産貸付 利率（全 国平均）
				配当率	利廻り	
	%	%	%	%	%	%
大正 14 年	9.0	6.0	8.1	11.7	7.3	11.8
昭和 15	9.0	5.9	7.7	12.2	7.3	11.7
2	9.0	5.6	7.4	10.7	6.5	11.6
3	9.0	5.1	6.7	10.4	6.2	11.7
4	8.0	5.0	6.4	10.7	7.5	11.3
5	7.5	5.3	6.5	9.4	7.9	11.3
6	7.5	5.3	6.4	8.2	7.2	11.2
7	7.0	5.5	6.8	7.9	5.1	11.2
8	6.7	4.8	5.9	8.7	5.2	10.8
9	5.0	4.5	5.4	8.8	5.1	10.6
10	4.2	4.5	5.0	9.3	5.5	10.4

金銭信託収益配当率は『三井信託銀行三十年史』附録に掲載された仙台信託部分を抽出、国債及び社債の利廻りは大蔵省理財局『金融事項参考書』、株式配当率 $\left(\frac{\text{平均配当額}}{\text{平均払込金額}}\right)$ と利廻り $\left(\frac{\text{平均配当率}}{\text{平均相場}}\right)$ は勸銀『重要株式利廻り調査』（各年12月）、個人間不動産貸付利率は勸銀『個人間不動産貸付利率』による。

第二の特徴は、第一の特徴の当然の帰結であるが、中小商工業者

や小農民などのいわゆる小生産層にたいする高利貸資本的機能を果たしたことである。ここで不動産担保貸の内容についていまだ少し立入ってみてみよう。等しく不動産担保貸といっても耕地と宅地、また宅地のなかでも農村か市街地かによってそのもつ意味はかなり違うのである。両者を区分した資料として第一二表を挙げれば、宅地担保貸が最も多く不動産担保貸総額の七〇%、貸付金総額にたいしては六六%を占めているのが注目される。この宅地担保貸を農村と市街地とに分けることはできないが、常識的にいって農村の宅地担保貸が田畑担保貸よりも多いということは考えられない。仮に農村の宅地担保貸と田畑担保貸とが等しいとしても市街地の宅地担保貸は貸付金総額の五〇%を上廻ることになり、従って都市への貸付が以外に多かったことが窺えるのである。

では当社は、農村と都市への貸付を通してどのような機能を果たしたのであるうか、両者を分けて考えてみよう。

農村への貸付面で重要なのは、当社の設立契機で問題としたように高利貸的利子収奪機構の動搖にたいしてどのような役割を果たしたかということである。それは次の二点に分けて考えることができる。まず特定信託部分の貸付である。これは、福島の場合にもみられたが、農村以外に貸付市場をもてないしかも当時利子収奪機構の最先端にあった中小高利貸資本の貸付増大を助けた。また当社の特定信託は、後述するように実際には金銭債権の信託をも含んでいたから本来の特定信託と一体となつてこの利子収奪機構の動搖を幾分でも緩和する機能を果たしたと考えら

第12表 担保物件別貸付額
(昭和11年)

		貸付額	比率
		円	%
国 株 不 動 産 田 山 林 宅 建 債 計	債	130	0
	式	359,815	4.6
	産	7,428,336	94.6
	畑	785,066	10.0
	野	715,381	9.1
	地物	5,221,526	68.5
債	権	706,363	9.0
		66,845	0.8
計		7,855,126	100.0

『仙台信託営業報告書』による。

れる。というのはこの時期の収奪機構の特質は、各高利貸階層が小農民に直接に対峙するいわば平面的な収奪機構でなく、大高利↓中高利↓小高利↓小農民といった立体的・重層的な収奪機構をとっており、従って高利の最底辺を維持することは、同時に高利の収奪機構全体を維持し、補強することになるからである(具体例については本節中で触れる)。いま一つは、特定信託以外の当社の貸付である。この貸付で注目されるのは、農工銀行の二番抵当貸を行なったことである。なぜこうした貸付方法をとったかといえば、この二番抵当貸は、農工銀行の綿密な調査に依存しながら田畑評価の困難や借手の返済能力の判定の労を省くことができたし、また借手が農工銀行への返済——殆ど年賦償還——が済めばそのまま一番抵当権を取得し抵当権上の不利を軽減できるからである。ところで農工銀行の貸付対象は、中小地主や自作上層におかれていたというから当社の場合もこれと同様であったといつてよいであろう。

仙台信託は、以上のように農村における利子収奪機構を維持しようとした。この機能は、収奪機構の頂点部にあたる大高利貸資本の利害を代弁する機関として当然のことであった。しかしここに高利貸資本の体系が或程度整序されたとはいえそれは飽くまでも貸手側の、いい換えれば高利貸資本の側の再編成に過ぎない。農業恐慌が深刻になるにつれて高利貸資本の収奪基盤はいよいよ狭隘となってくる。この過程は、一方においては農村における無機質な資本の増大をもたらし、仙台信託は、この遊休貨幣資本を高利率の収益配当をもって吸収したが、これは当然のことながら先の収奪基盤の縮小と矛盾する。ここに新たに脱出口を求めなければならない。それは都市への貸付増大であった。

都市への貸付面で注目されるのは、当社が直接に、或は個人貸金業者・貸金会社への貸付を媒介として中小商工

業者や俸給生活者に吸着したことである。ところで都市におけるかかる貸付階層も農村におけると同様に不況の影響をまともに受けて深刻な様相を呈していた。それにも拘わらず都市への進出を可能にしたのは、昭和二年の金融恐慌を契機として都市の中小銀行が相次で休業し、中小商工業者や俸給生活者などを取巻く貸付市場が一時に暗潮を来した点にあった。この間隙を縫ってこの貸付市場に進出したのが他ならぬ貸金業者や遊資を抱え身動きのとれぬ状態にあった地方の信託会社であった。いま『主税局年報』により東京における貸金業者数の動向を探ると、昭和二年以降殆どどの農村県が停滞ないし減少傾向を示しているなかで逆に増加を示している。すなわち昭和二年一、四一二から七年一、八五〇となっているのである。しかし当社の貸付地域、及びその具体的な内容については、資料の制約上明らかにしえない。この点については、後で触れる斎藤株式会社が仙台信託と密接な連繫を保ちながら貸付を行なったというからその際に補充することにした。

※ 都市への大口貸付は、東京のH・Y（当社の大株主、金融ブローカー）の旋轡によって行なわれた。なかでも土地会社への分譲地担保の貸付が比較的にかかったという。このことは、斎藤株式会社の貸付の場合と一致する。なお都市への貸付は、貸付総額の約六〇～七〇％であったという。

ここで仙台信託の果たした機能について、福島県下の信託会社の場合と対比しながら一応の要約をしておこう。両者の果たした機能は、その存立の終局の基盤が小生産者層におかれているかぎり本質的な差異はないといえよう。しかし設立契機の相違にもみられたように、独占資本の形成期と確立期における高利貸諸階層の態様と農村における蓄積機構の変容によって次のような差異が見出せる。第一に、寄託者層と信託会社の依存関係の面では、中小高利

貸資本の取立信託を軸として発展した福島にたいして仙台信託では、農村における全蓄積機構の動搖を反映してとくに大高利貸資本・地主の金銭信託、有価証券信託、さらに僅かではあるが不動産信託が発展した。第二に、利子収奪機構の面では、福島は、中小高利貸資本の利害を直接に代弁し農村の小生産者層に対した。しかし大高利貸資本の利害を代弁する仙台信託の場合には、一面において中小高利貸資本の貸付を助長しながら高利貸資本体系の補強を行ない、彼らへの貸付を媒介として農村の小生産者層に対したが、他面では金融ブローカーを媒介として貸付の主力をむしろ都市の小生産者層に移したのである。

しかし仙台信託がかかる機能を果たとはいえず、都市と農村とを問わず存立基盤を小生産層におく以上、発展の可能性はないといつてよいであろう。いうまでもなく信用の基礎は、資本の拡大再生産にあるからである。仙台信託のよって立つ高利貸的利子収奪機構が、独占資本主義から国家独占資本主義の成立期を通してどのように変化するか、またこれに伴って当社はどのような展開を示すかが次節での問題である。

注(1) 財閥系信託会社の設立の直接の契機は、各社によってそれぞれ異なっているが、財閥資本間の競争を背景として登場し

たことはいうまでもない。例えば「三菱の如き、一応信託会社に関する調査はしたものゝ、最初、これを起す程の意志はなかったのである。然るに三井が三井信託を起して、各銀行の定期預金を盛んに吸収して巨大の資金を包蔵し、金融界の

一勢力となったのを見て、これと対抗する為、狼狽て三菱信託を起したのである」(高橋亀吉『日本金融論』二三八頁)。

(2) 白井規矩雄『日本信託業論』四一頁。

(3) 高橋『前掲書』二二二―二三頁。

(4) 『同書』二二六頁。

(5) 投資性予金の論理的かつ歴史的な形成過程については、高木暢哉『信用制度と銀行業』第三章参照。なお白井規矩雄氏も『前掲書』において、信託会社登場の内的側面として投資性予金の形成、定期予金の分化の必然性を問題とされている。

この点の指摘は、わが国における貯蓄構造の変化を問題にする際にとくに重要であると思われる。

- (6) 高橋亀吉氏は、中小信託会社の経営の特徴について次のように指摘されている。「……信託財産がかくの如く大信託会社にのみ続々と集中しつゝある結果中小信託会社としては、大信託へ逃げゆく信託財産を防止する為に、大信託以上の受託者配当率を支払はねばならぬことになる。……以上の如き受益者配当率の点から中小信託の資金原価は、高まるばかりだ。のみでない、中小信託は、信託財産が少くして信託報酬を得るベースが小なる為、経費率が高くなる。従つて、その運用に当つては、大信託のそれよりもより高利率を挙げ得る方面へ、運用しなければならぬ。だが、高利率の資金に甘んじて使用する側には危険率が高く、不良貸付が生じ易い。かくて中小信託の成績は低下し、信用も益々低下する。即ち、信用の低下と信託財産の減少が互に因となり果となつて、中小信託は益々疲弊し、反対に大信託は益々強大となる」(『前掲書』二二六―二七頁)。

- (7) 白井規矩雄『前掲書』一三一頁及び一三九頁参照。

- (8) 石浜知行『特殊金融機関史論』二六五―八頁。

- (9) トラハテンベルグ『前掲書』一〇〇頁。

(三) 仙台信託の衰退要因

すでに触れたように、当社の経営が發展から停滞に向うのは、昭和の大恐慌期からであり、そして経営がさらに悪化して事実上休業状態に入るのは昭和一〇年前後からであった。いま以上の過程を集約して示した利益率及び配当率の推移を示せば第一三表のごとくである。

では当社の衰退は、いかなる要因に求めたらよいであらうか。それは次の二点、すなわち仙台信託のよつて立つ高利貸資本体系の自滅的な後退(内的要因)と国家独占資本による金融統制の強化(外的要因)とに分けて考えることができると思われる。

まず高利貸資本体系の自滅的な後退について問題としよう。この要因は、高利貸資本の収奪基盤が昭和の大恐慌期を通じて進展した小生産者の広汎な没落によって著しく縮小したことに求められる。それは、高利貸資本の不良債権の累積、さらに担保物件の一方的な増加となって現われた。これによって最も痛手を蒙ったのは、いうまでもなく高利貸資本のなかでも直接に小生産者に吸着していた中小高利貸資本であった。このことは、高利貸資本体系の動揺を意味し、従ってその頂点にあつていけば利鞘とりを行なつていた仙台信託にも大きな打撃を与えた。

また利子収奪機構の補強に役立った特定信託と金銭債権の信託も、借手の返済能力の減退から殆ど麻痺した。さらに当社の経営を苦窮に迫込んだのは、農工銀行の貸付に便乗した二番抵当貸であった。というのは一番抵当権者である(宮城県)農工銀行は、通常借手にたいして担保物件評価額の五〇%を貸付けていた。だから仮に担保物件価格

第13表 利益率及び配当率の推移

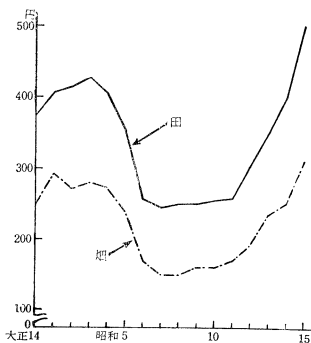
	払込資本金 A	純 益 B	金 C	配当率 C	利益率 B/A	配当率 C/A
	円	円	円	%	%	%
大正14年	750,000	41,588	30,000	11.1	8.0	
15	750,000	63,025	30,000	16.8	8.0	
昭和 2	750,000	72,165	30,000	19.2	8.0	
3	750,000	108,501	30,000	28.9	8.0	
4	750,000	88,000	30,000	23.5	8.0	
5	750,000	50,529	28,125	13.5	7.5	
6	750,000	37,061	26,250	9.9	7.0	
7	750,000	25,022	21,000	6.7	5.6	
8	976,075	25,787	19,200	5.3	3.9	
9	1,036,575	17,603	15,750	3.4	3.0	
10	1,508,575	11,529	0	1.5	0	
11	1,620,475	(-) 237	0	0	0	
12	1,632,475	(-) 2,503	0	(-) 0.2	0	
13	1,721,975	(-) 2,731	0	(-) 0.2	0	
14	1,758,675	(-) 2,906	0	(-) 0.2	0	
15	1,758,675	(-) 43,637	0	(-) 2.5	0	
16	1,758,675	(-) 43,453	0	(-) 2.5	0	
17	1,908,075	(-) 65,759	0	(-) 3.4	0	

『河北新報』に掲載された当社「営業報告書」(利益処分)より作成。

が半値になったとしても貸金元本の回収は可能であった。しかし仙台信託の場合には、担保物件評価額にたいする貸付比率は七六％（不動産、昭和一年下半期）で高く、しかも二番抵当権者であるから借手の農工銀行への償還具合によつては利子は勿論のこと貸金元本の一部或は全部を喪失することにもなるのである。このことは、当社の貸付が最高潮期にあつた昭和三年以降の田畑価格の低落をみても容易に想像できるのである（第六図）。かかる地価の低落傾向は、勿論農村だけでなく都市における宅地価格についても指摘できることである。

※ 当社では、貸金元本を確保するために、借手に代つて農工銀行の負債を支払い一番抵当権を取得した。その際に、寄託者から金銭信託以外の金銭信託という名目で新たに寄託を要請し急場をしのいだという。だからこの金銭信託以外の金銭信託が昭和七年以降急テンポで増加したといえこれは、この信託業務の発展を意味するものではない。むしろ当社経営の悪化を表示しているのである（前掲第八表参照）。

では当社の不動産集積の動向とその内容はどうかあつたらうか。前掲第九表によれば所有不動産価格は、昭和四年の二五七千円から累年顕著な増加を示し、七年には一、四二七千円、さらに一〇年には四、一一〇千円となっている。そして一〇年現在における資本運用総額に占める不動産の比率は、実に二一



第6図 反当田畑価格の変動（宮城県）

勧銀調査部『田畑売買価格及小作料調』より作成。

・四%にものぼったのである。なお昭和十一年末における宮城県下金融機関の不動産所有状況を示せば、第一四表のようで、当社が他よりも抜出て多いのが注目される。このように宮城県においても長野県でみられたと同じように、銀行地主が出現したのである。

『河北新報』は、昭和八年当時における宮城県農工銀行の貸付状況について次のように報じている。

「宮城県耕土の一割は銀行担保に——農村への貸付は既に飽和点を超過頗る寒心すべき現状——

宮城県農工銀行の調査に依れば、宮城県の農村は最早有効担保を失っているから新規貸付資金の回収を保証するものがない。何れ県は何等かの形式に依り発動するであろうが、現在の状態に於ては農村への貸付が飽和点を超過しているとあり、頗る寒心すべき事態に置かれてある。宮城県農銀の最近における貸付額は、三六、〇一二、七四五円五八銭でこの代価として左の如き抵当物件が押へられている。

市制宅地	四五七、六八九坪	同建物	六、六五四棟	九三、八四五坪
田畑	一八、九一七町五反			
山林	四、九七五町一反			
原野	二〇四町八反			

第14表 宮城県下金融機関の不動産所有状況（昭和11年）

	所有不動産価格 千円	所有			別 建物・宅地 棟	千坪
		田畑 町	山林・ 原野 町	建物・宅地 棟		
仙 台 信 託	3,913	309	348	581		81
農 工 銀 行	2,401	126	78	1,118		124
仙 南 銀 行	994	234	296	252		38
東北貯蓄銀行	551	12	1	131		9
宮 城 銀 行	234	10	11	?		10
東 北 無 尽	145	24		17		1

各社とも昭和11年下半期の『営業報告書』によると、ただし仙台信託の所有不動産の中には、信託財産の他に固有財産の運用によるものも入っている。

郡村宅地 一、一〇〇、四六九坪 建物 一二、一八七棟 一九七、七〇五坪

塩田 五町一反

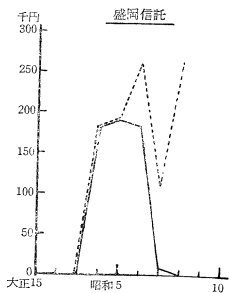
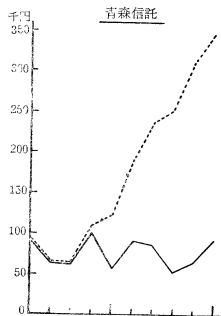
工場敷地 四七、五二二坪 建物 一、三六二棟 一一、七五七坪

県下の耕土畑地の総面積一四万余町歩の中一割以上が銀行の担保に入っていることは注目すべき事象であらう。」(昭和八、六、二七)

※ 仙台信託の所有不動産価格は、実際の価格よりかなり少ない。というのは、集積した不動産の一部を子会社である昭和土地KK(昭和四年一〇月設立、資本金三〇万円)に移譲してその処分に当らせたからである。この移譲部分は、貸借対照表の上では昭和土地への保証貸として処理したという。だがこの保証貸のなかには、本来の保証貸の他に昭和土地へのそれが含まれていることになり、先の金銭信託以外の金銭信託の場合のように、当社経営の悪化を示すのである。

不動産の集積

は、いうまでもなく当社の経営状態の悪化を具体的に表現している。ところでは、かかる経営の悪化は、東北地方



1. 『信託協会会報』より作成.
2.は、所有不動産価格.
—は、不動産信託額.

における他の信託会社についても多かれ少なかれみられた現象である。そしてそれは、これらの信託会社を倒産に追いやる直接の要因となった場合が多い。

参考までに盛岡と青森両信託会社の不動産信託と所有不動産の動きを示せば前頁図のようになる。ここにはっきりと現われているように、両社とも昭和大恐慌に突入した五年以後から著しい分離傾向——不動産の集積——を示している。この不動産の集積及びその処分難は、両社を倒産にまで追込んでいく。すなわち盛岡信託は九年四月、青森信託は二年六月に廃業している。東北地方では、ただ秋田信託だけが比較的に堅実な経営を維持しているが、これは恐らく同系統の秋田銀行と密接な連繫を図りながら資金運用を行なったこと、及びこの銀行が渋沢財閥の傍系の子会社（高橋亀吉『日本金融論』一四二頁）として経営を支えられていたためと思われる。

以上のように高利貸資本の収奪基盤の縮小は、信託会社に大きな打撃を与えその衰退を促進した。しかし収奪基盤が縮小しかからといってそのことが高利貸資本を排除することにはならない。なぜなら高利の存立基盤が確固として存在するかぎり高利貸資本は排除されないし、従って高利の体系——その頂点にたつ仙台信託——をうちこわす終局的な要因とはなりえないからである。次の要因が問題とされねばならない。

それは、産組系統信用体系の拡充・強化政策と金融統制の強化である。産組系統信用体系の拡充・強化政策は、昭和八年から一二年にかけて行なわれた「産業組合拡充五ヶ年計画」、さらに一三年から一五年までの「第二次拡充三ヶ年計画」、またこの間に進められた未設置町村解消運動などによって進展した。⁽²⁾『宮城県統計書』によれば、県下の産業組合数は昭和六年の一八二から一六年には二二五に、組合員はそれぞれ五八千人から一一九千人に増加した。一方において昭和八年には「農村負債整理組合法」が公布され、さらに一三年八月にはこれの改正と「農村

負債整理資金特別融通及損失補償法」が公布され、高利負債の解消が図られた。また都市においても市街地信用組合の貸付増大がみられた。⁽³⁾かくして高利貸資本は、いまだ広汎な存立基盤をもちながらも後退を余儀なくされたのである。このことは同時に仙台信託のよって立つ基盤の喪失をも意味した。さらに決定的な影響を与えたのは金融統制の強化であった。周知のようにこれは、国家独占資本主義の成立の指標ともいうべき統制経済の一環をなすものであった。政府は、公債消化——戦時体制下のインフレの発展を阻止——と軍需生産を積極的に促進する目的をもって臨時資金調整法（二年九月）、会社利息配当及資金融通令（一四年四月）、及び銀行等資金運用令（一五年一〇月）を相次いで公布した。その結果、当社に課せられた機能条件である資金の高率運用の途がとざされ、また一方においては高利率の収益配当——全信託会社一律に長期三分八厘、短期三分六厘——が不可能となった。ここに仙台信託のさうらにえば中小信託会社の経営面での諸特徴は、すべて奪われてしまったのである。

再建の望みを全くたれた仙台信託は、ただ累積した不動産を処分しながら消滅をまつか、さなければ財閥系金融機関に吸収されるか以外に道はなかった。

「戦争統制経済ノ強化ト外国ト外交交渉ノ成行ニ深甚ナル関心ヲヨセル経済界ハ不活潑ナルヲ免レサリシカド相当ノ整理効果ヲ挙ゲルニ至リマシタ。今ヤ大東亜戦役緒戦ニ当リ連戦連勝ノタメニ株式市場ノ如キハ諸株一勢ニ騰貴シタル等経済界ノ一般状態モ統制経済下ニアリナガラ頗ル活潑ヲ呈スルニ至リマシタ。就テハ不動産ノ資金化、貸金回収モ来期ハ相当ノ期待ヲカクルモ可ナリト信ジマス仕第デアリマス」〔営業報告書〕昭和一六年下半年期

金融事業整備令が一七年五月に公布されるや当社は当然のことながらその整理・統合の対象となった。そして二〇年三月には、大蔵省の勸奨の下に以前から東北地方への進出の足場を求めていた三和信託によって殆ど只に等し

い安値で営業権を買収されたのである。⁽⁴⁾

※ 仙台信託が三和信託に買収されるまでの経緯は次のようであった。すなわち大蔵省が、当社と他金融機関との合併について勸奨を始めたのは一九一九年九月頃からであった。まずとり挙げられたのが地元七十七銀行との合併であった。七十七銀行は、合併の条件として二〇万円の指値（重役にたいする報酬と社員退職金）をしたが、この交渉は不成立に終わった。その後三和や三井との合併が持上ったが、当時の大蔵省銀行局長の口添によって三和との交渉が進められた。三和信託の重役会では、買収価格を七十七銀行よりも僅かに上廻る二四万円と決定したが、交渉は難行した。その後三和銀行の頭取が斡旋に乗出し、買収価格五〇万円ようやく交渉が成立したという。

なお齋藤家に保管されている『仙台信託関係書類』によれば、上記五〇万円の処分は左のようである。

一、役職員退職金 九一、〇〇〇円 役員 五一、〇〇〇円
職員 四〇、〇〇〇円
一、一般重役予金払戻 二六二、〇〇〇円（一、七五〇、〇〇〇円—一五％）

ただし、齋藤家、齋藤株式会社及び齋藤報恩会分を除く

右補足金 四五、〇〇〇円

一、重役以外ノ株主交付金 七〇、〇〇〇円（払込資本金ノ約一五％）

一、経費 三三、〇〇〇円

このように当社の株主は大きな損害をこうむった。なかでも役員層はひどく、齋藤家の場合には全債権の放棄を余儀なくされた。

以上要するに、仙台信託は、高利貸資本の体系の自滅的後退と産組信用体系の確立及び金融統制の強化によって消滅を余儀なくされた。この二要因のうち後者は当社の存続を阻止する決定的な要因であった。

注(1) 東畑精一「日本農業の回顧と展望」(富民協会『日本農業年報』昭和十二年)二四頁。

(2) 『農林中央金庫史』2、131～132頁。

(3) 『同書』参照。

(4) この点については、麻島昭一「本邦信託業の集中過程」(『金融経済』一九五九年八月)七五頁参照。

(四) 仙台信託と高利貸諸階層の結合関係

— 事例分析 —

以上、仙台信託の設立契機、機能、衰退要因について素描してきた。しかし資料の制約から不十分さはまぬがれない。とくに性格と機能の分析においてはそうであった。本節では、この不十分さを補い仙台信託の果たした機能をより明らかにするために、斎藤家と桜井家の貸金業の動向と関連させながらみてゆくことにしたい。その前に、高利貸資本の一応の階層区分をしておく。ここでは、仮に高利貸資本の大小は土地所有の大小に見合うものとして、四〇〇町以上を巨大、一〇〇～四〇〇町を大、三〇～一〇〇を中、それ以下を小高利貸資本と想定する。この区分に従えば、斎藤家は巨大、桜井家は中高利貸資本ということになる。

斎藤家と仙台信託 当家と仙台信託との関係は、すでに述べたように極めて密接であり、『河北新報』は仙台信託を「斎善信託」と称している程である。ところで両者の関係をみる場合に、斎藤家個人だけでなく同族機関(斎藤株式会社、斎藤報恩会)をも含めて考察しなければならない

第15表 仙台信託への出資金、
寄託金及び貸金(斎藤家及び同族機関)

	斎藤家	商會	藤社	斎報恩會	計
	千円	千円	千円	千円	千円
出資金	50	1,220	0	0	1,270
出損金	60	0	0	0	60
寄託金	346	350	1,253	1,949	
貸金	0	65	110	175	
計	456	1,635	1,363	3,454	

「斎藤家の債権 (昭和20年3月14日)」
(斎藤家蔵『仙台信託関係綴』)による。

が、ここでも資料の制約から斎藤株式会社（以下斎藤会社と略す）との関係を中心に検討を進めなければならない。しかしただ一時点だけ当家諸機関と仙台信託の関係をj知る資料があるので挙げておく（第一五表）。これによれば斎藤会社は主に出資者として、他は寄託者として結びついていたことがわかる。その債権の総額は三、四五四千円で驚くほど高額である。

斎藤家に関する詳細な研究としてすでに須永重光『千町歩地主斎藤家の土地集積過程とその居村前谷地の農地改革』（昭和二七年）が発表されている。これによると当家の貸金業は、質屋業（明治一五年）と酒造業（同二一年）を陸業して以来主業の地位にたった。四二年には斎藤家の全財産をあげて斎藤株式会社（資本金二〇万円）を設立したが、その主要な事業は、金穀貸付と土地所有であったという。そして『同書』は、斎藤家がこの二つの柱に支えられて発展したが、その性格は地主的であるよりも高利貸的であった、と結論づけている。本稿は、『同書』で問題とされた高利貸の内容とその展開について、新たに発見した資料を用いながらみてゆくことにする。

斎藤会社と仙台信託との関係及びその変化の過程を知るために、当社の運用先別資金の動きをみれば第一六表のようである。これによれば次のことが指摘できる。第一に、仙台信託にたいする出資額と信託預金は、貨幣資本総額のせいぜい一〇〜二〇%でそれ程多くはない。なお当社の信託預金は、すべて指定信託であり、特定信託関係を背景とした貸付の発展は全くみられない。第二に、仙台信託との関係は、昭和一〇年頃を境として変化してくる。すなわち出資額は、一〇年頃から急に増加するが、信託預金は、大正一四年から昭和八年まで減少、それ以後一時増加した停滞する。以上の動きから仙台信託との関係を二期に分けて検討することができるであろう。

前期の現象として注目されるのは、信託預金の減少傾向と斎藤家の尽瘁した仙台信託の設立の契機とが背離して

いる点である。これは、貸付金が昭和初頭から顕著に増加していることと考え合わせると、当社の貸金業が再び発展しうる新たな条件が生れたためと思われる。しかし繰返し述べてきたようにこの時期には高利貸資本の発展の余地は、殆どないのである。にも拘わらずそれが発展しえたのは、仙台信託と同じように昭和二年の金融恐慌以後中小銀行が相次いで倒産したことにあつた。とはいへ農村高利貸資本の都市への進出は、貸付資金の僅少な中小高利貸資本では到底望めない。斎藤会社のごとき巨

第16表 運用先別資金の推移

	資金運用 総 額	貸付金	有 価 証 券		預 金 及 び 現 金		
			総 額	うち 仙台信託 出 資 金	総 額	うち 仙台信託 預 金	%
大正14年	千円 5,530	千円 2,661	千円 1,594	—	千円 1,275	千円 350 (6.3)	
15	4,279	1,089	1,620	372	1,570	322 (7.5)	
昭和 2	4,634	1,445	1,648	—	1,541	298 (6.4)	
3	4,758	1,661	1,673	—	1,424	280 (5.9)	
4	6,335	3,256	1,751	—	1,328	280 (4.4)	
5	6,370	3,586	1,809	341	975	100 (1.6)	
6	6,485	4,067	1,557	—	861	100 (1.5)	
7	6,293	4,175	1,554	—	564	99 (1.6)	
8	6,388	4,021	1,731	—	636	59 (0.9)	
9	6,719	4,203	1,770	—	746	80 (1.2)	
10	7,480	3,978	2,331	1,058	1,171	383 (5.1)	
11	8,532	5,106	2,422	—	1,004	387 (4.5)	
12	8,426	4,623	2,521	—	1,282	350 (4.2)	
13	8,708	4,508	2,689	—	1,511	350 (4.0)	
14	9,159	4,384	2,803	—	1,972	350 (3.8)	
15	8,530	3,329	3,128	—	2,073	350 (4.1)	
16	8,574	2,954	3,471	—	2,149	350 (4.1)	

1. 『斎藤株式会社営業報告書』より作成。ただし金額は年度末残高。
2. 一は不明を示す。() 内比率は資金運用総額にたいする百分比である。

大高利貸資本や高利貸諸階層の投資性預金を結集した仙台信託などにおいて初めて可能である。ここに両者は、同一步調をとりながら独占金融資本の支配の及ばない地点に新たな貸付の拠点を求めたと考えられるのである。

第17表 地域別貸付額

	大正14年			昭和10年		
	貸付額	割合		貸付額	割合	
	千円	%		千円	%	
県外貸付	2,321.9	87.2		3,306.4	83.1	
京浜(東京・神奈川)	2,045.8	76.9		2,579.9	64.9	
阪神(京都・大阪・兵庫)	0	0		486.4	12.2	
北九州(福岡)	272.0	10.2		136.1	3.4	
北海道	4.1	0.1		7.7	0.2	
その他(栃木・千葉・奈良)	0	0		96.3	2.4	
県内貸付	339.9	12.8		167.1	4.2	
仙台	89.3	3.4		17.1	0.4	
その他	250.6	9.4		150.0	3.8	
斎藤家及び関係事業貸付	0	0		504.5	12.7	
計	2,661.8	100.0		3,978.0	100.0	

「貸附金宅人毎調」(『斎藤株式会社営業報告書』)より作成。
ただし金額は年度末残高。

第18表 職業別貸付金(1,000円以上の貸付者)

	大正14年		昭和10年	
	県外	県内	県外	県内
	千円	千円	千円	千円
鉱業	2,183.3	0	673.6	0
土建業	0	24.7	393.4	2.0
その他工業	95.0	0	68.9	9.1
土地売買業	1.1	1.1	781.1	0
料理・旅館業	0	0	574.4	1.0
その他商業	0	34.6	75.0	11.4
金融業	38.3	0	401.5	0
株式仲買業	0	0	71.0	0
地主大(100町以上)	0	128.5	0	0
中(30町〃)	4.1	23.6	0	8.5
小(30町以下)	0	36.7	0	27.6
農家	0	3.0	0	4.5
その他(俸給生活者など)	0	40.4	2.2	17.5
不明	0	4.7	267.2	0
計	2,321.8	297.3	3,308.3	81.6

資料の出所は第17表と同じ。ただし貸付額1,000円以上のものを対象としたので前表の貸付額と符合しない。

農村から都市へ移動し始めたが、この時期にはさらに県外貸付が二、三二一千元から三、三〇六千元に増加したことは斎藤会社の貸付は、どのように変化してであろうか。まず当社の貸付地域をみると、大正一四年には宮城県の外に東京、福岡及び北海道の三府県であったが、昭和一〇年になると一一府県に拡充している。なかでも貸付の中心地は東京であった。ここで注目を惹くのは、斎藤家ではすでに斎藤会社を設立した明治四〇年代から貸付基盤を農村から都市へ移動し始めたが、この時期にはさらに県外貸付が二、三二一千元から三、三〇六千元に増加したこ

とである。これにたいして県内貸付は三三九千円から一六七千円に半減しその地位を一層低めている（第一七表）。

次に職業別貸付状況をみると第一八表のごとくである。都市における貸付は、大正一四年にはその大半が没落に類した中小炭鉱にたいしてであった。⁽¹⁾しかし昭和一〇年になると土建業を始めとしてかなり多方面にわたった。とくに増加の著しかったのは、金融業（個人貸金業、貸金会社、金融ブローカー）を媒介とした小商工業者や俸給生活者と、土地会社や土建業など宅地地主化の一環として行なわれた貸付であった。参考までに当家の宅地所有及び貸屋についてみると、その価格が農耕地価格を凌駕するのは昭和二年からである。そして昭和一〇年における宅地・建物価格は一、七一千円で、農耕地価格一、〇八一千円よりも遙かに多いのである。この点から考えると以上のことは、先進地の地主が農耕地を売却して建築地代取得者に転身しつつあったことと内容的には同じであったといえよう。農村への貸付をみると、大正一四年にはその大部分が当家以下の高利貸資本・地主にたいしてであった。しかし昭和一〇年には、彼らへの貸付が急減するとともに大高利↓中高利↓小高利といった重層的な貸付方式も解体したのである。

以上のように当社の貸金業は、仙台信託への依存をやめ、むしろこれと同一歩調をとりながら発展した。しかし後期すなわち一〇年以後になると仙台信託と同じように、高利貸資本の収奪基盤の縮小と産組系統信用体系の拡充・強化及び金融統制によって強い打撃をうけ漸次後退を余儀なくされた。そして一方においては、仙台信託への出資金と信託預金の増加がみられたが、これは信託預金の払戻資金を補うためのいわば経営者としての出血的な抛出の増大であった。こうした条件の下にただ残された価値増殖方法は、財閥系会社や国策（統制）会社への証券投資を通じて独占利潤の分前をうることであった。

桜井家と仙台信託 当家は、明治一〇年以降、味噌・醬油醸造業、貸金業、土地所有を三本の柱として発展してきた。⁽²⁾大正一三年における土地所有は、六六・二町で宮城県では中位の地主であった。では桜井家は、仙台信託とどのように結びついていたであろうか、斎藤会社の場合と対比しながらみてゆくことにしたい。

まず指摘できるのは、当家は出資者としてではなく、専ら寄託者として仙台信託に依存していたこと、第二に、仙台信託への依存度は斎藤家よりかなり強いということである。当家の運用先別資金を整理すると第一九表のようである。これによれば、信託預金は斎藤会社よりも遙かに少ないが、資金運用総額に占める信託預金の比率の面では、時期により相違はあれおおよそ二〇～五〇%でかなり高率である。このことは、巨大高利貸資本が都市に、また小高利貸資本が農村に貸付を伸ばしえたのと異なる中高利

第19表 運用先別資金の推移

	資金運用 総 額	貸 付 金			預 金 及 び 現 金		
		一般貸	当家族業への流	有価証券	総 額	うち信託預金	
	円	円	円	円	円	円	%
大正15年 9 月	167,693	18,839	24,169	63,060	61,625	55,046	(32.8)
15	179,196	23,014	20,298	55,710	80,174	75,166	(41.9)
昭和 6	196,848	35,522	28,132	36,748	96,446	92,665	(47.1)
7	168,278	40,291	34,262	35,045	58,680	28,267	(16.8)
8	181,657	37,523	35,789	35,555	72,790	59,125	(32.5)
9	175,849	28,223	56,109	34,085	57,432	48,522	(27.6)
10	182,212	28,461	61,815	39,366	52,570	45,041	(24.3)
11	169,334	34,021	73,559	32,056	29,698	25,808	(15.2)
12	92,783	31,496	0	31,916	29,371	21,419	(23.1)
13	82,662	32,083	0	23,592	26,987	20,614	(24.9)
14	93,106	31,789	0	25,242	36,075	19,758	(21.2)
15	69,325	26,344	0	17,751	25,230	18,892	(27.3)

桜井家『一般会計金額出納簿』より作成。ただし大正15年9月以外の金額は、各年度末残高(次年3月)である。

貸資本の非活動的性格を示すものである。かかる性格は、われわれの階層区分による大高利貸資本の場合にはさらに明白な姿をとると思われる。

大高利貸資本の事例分析は資料の制約からできないが、以上の推測を可能ならしめる二、三の資料がある。(一)、すでにみたように仙台信託の役員は、斎藤家をのぞいておおよそ大高利貸資本の階層に入れることができる。昭和一一

		I (400 町以上)	II (300 ~ 400 町)	III (200 ~ 300 町)	IV (100 ~ 200 町)
戸数		1	5	12	14
1 戸当り所得 (円)					
配当所得 A		8,582	9,820	7,116	5,012
貸金利子 B		9,164	4,115	2,132	1,990
計 C		17,746	13,935	9,248	7,002
比率 (%)					
配当所得 A/C		48.4	70.5	76.9	71.6
貸金利子 B/C		51.6	29.5	23.1	28.4
計		100.0	100.0	100.0	100.0

1. 仙台税務監督局『第三種所得税，個人営業収益税大納税者調』（昭和3年）より作成。作成方法は、同資料に掲載されている宮城県の大納税者を抽出し、前掲第6表で使用した地主調査によりグループ分けをした。
2. 同資料は大納税者別に田畑所得、貸宅地貸家、商工業、配当、俸給賞与年金等、其ノ他（山林・原野、信託配当など）に分けて記入している。しかし配当欄には有価証券と信託の配当を別記していない場合もあるので一括計上した。
3. 同資料は法人組織の土地所有者（例えば斎藤会社）を含んでいない。また第三種所得税3万円以上の大納税者を対象としているため200町以上の地主はおおよそもうらされているが、それ以下は掲載されぬ場合が多い。
4. この種の資料につきまとう信憑度の低きは、ここでも同様に指摘できる。

年七月末における全役員の仙台信託への寄託額は三、〇八一千円であるが、これから斎藤家およびその同系会社分六九六千円を控除すると二、三八五千円となる。当時の役員数は、斎藤家をのぞくと一〇名であるから一人当りの寄託額は平均二三八千円となり、かなり高額であった（斎藤家蔵『仙台信託関係綴』による）。(二)、仙台税務監督局『第三種所得税，個人営業収益税大納税者調』（昭和三年）により作成した右表をみると、参考までに挙げたIグループ（巨大高利貸資本）とII・IVグループ（大高利貸資本）との間に深い断層のあることがわかる。すなわちIは配当所得と貸金利子が相い半ばするが、II・IVは配当

所得額が貸金利子を遙かに上廻っている。なお大高利貸資本の内容客についてみればⅡはⅠに、Ⅳは中小高利貸資本に接近する姿をみせている。

第三に、当家の寄託は、後に改めて問題とするように、指定信託の他に特定信託も含まれており、この点でも斎藤会社と異なっている。

当家と仙台信託との以上の関係が大正末期以降どう変化したかを次に問題としよう。ここで前掲表から信託預金の動向をみると、大正一五年から昭和六年にかけて増大、七年から一〇年頃までは五万円前後で停滞、さらにそれ以後には減少している。以上の時期区分を第一、第二、第三期としてその内容を追うと次のようである。

第一期における両者の結びつきは極めて密接である。当家では、仙台信託が設立するや直ちにこれに依存しながら貨幣資本の安全な利殖を図ろうとした。第二〇表をみよ。始めに特定信託についていえば、これは当家貸金業の廃業と関連がある。当家の『日誌』はこう述べてゐる。

第20表 信託会社別寄託額の推移

(単位：円)

	寄託 総額	仙台信託			三井 信託
		特定信託	指定信託	計	
大正15年9月	55,046	36,346	18,700	55,046	0
15	75,166	45,466	29,700	75,166	0
昭和6	92,665	20,800	71,865	92,665	0
7	28,267	23,560	4,707	28,267	0
8	59,125	21,560	8,451	30,011	29,114
9	48,522	10,360	10,993	21,353	27,169
10	45,041	8,860	9,670	18,530	26,511
11	25,808	0	0	0	25,808
12	21,419	0	0	0	21,419
13	20,614	0	0	0	20,614
14	19,758	0	0	0	19,758
15	18,892	0	0	0	18,892

桜井家『一般会計金額出納簿』より作成。ただし大正15年9月をのぞき各年の金額は年度末(翌年3月)残高。

斎

「貸金営業ハ本年六月桜井合名会社ヲ解散シ、貸金全部ヲ拳ダテ之ヲ仙台信託株式会社ヘ信託シ、爾今右ヲ特別会計トシテ整理利殖ヲ図ルノ方針ヲ樹立シタリ。」（大正一四年末概況）

「貸金全部ヲ拳ダテ之ヲ仙台信託株式会社ヘ信託シ」というのは、特定信託といつても実は金銭債権の信託とみるべきである。しかしここに表示した特定信託が昭和初頭にかけて増加していること、及びこれと同時に貸付金も再び増加していることを考慮に入れるとこの特定信託は、単に金銭債権の信託だけでなく本来の特定信託も含まれていたと考えなければならぬ。いい換えれば昭和初頭における貸付金の増加は、本来の特定信託と金銭債権の信託によって支えられながら伸びたと考えられるのである。なおこの貸付金は、自己資金だけでなく仙台信託から資金を借入れながら増大した。いい換えれば利鞘とりのな貸付も行なつた。貸付対象は、小農民にたいするよりも当家との取引商人や小高利貸資本・地主におかれていた。第二一表によれば、大正一五年には貸付においても特定信託においても以上のことが認められる

第21表 職業別貸付及び特定信託額

(単位：円)

	大正15年			昭和9年		
	貸付	特定信託	計	貸付	特定信託	計
商人	8,327	11,241	19,568	14,842	1,860	16,702
地主	2,900	14,855	17,755	600	2,000	2,600
農民	670	2,050	2,720	1,409	3,500	4,909
その他	0	6,500	6,500	5,692	3,000	8,692
学資金	0	0	0	4,354	0	4,354
固定債権	731	0	731	1,326	0	1,326
不明	6,211	1,700	7,911	0	0	0
計	18,839	36,346	55,185	28,223	10,360	38,583

- 資料の出所は第19表と同じ。作成方法は、桜井家の『一般会計金額出納簿』より一人別貸付額を抽出し、これをききとりによって職業別に整理した。ただし大正15年の金額は同年9月13日現在、昭和9月は年度末残高。
- 地主への貸付はすべて30町歩以下の小地主である。また学資金とは当家が昭和初頭から行なつた奨学金制度に基づく貸付である。

のである。このことは、斎藤会社が農村への貸付面では大高利貸資本に主力を注いだのと連続する重層的貸付構造を示すものであろう。しかしこの表でも明らかなくとく、また斎藤会社でもそうであったように、昭和九年には以上の重層的構造は姿を消してしまうのである。

さてこの特定信託よりも当家にとって重要なのは、指定信託である。いうまでもなく特定信託が幾らかでも高利の発展を可能にするといつても、それはこの時期の農家経済の窮乏化によってすぐに壁につき当ってしまふからである。こうした傾向は、特定信託に乗りながら貸付が或程度伸びえた昭和初頭からすでに現われている。当家では、貸付金を回収してこれを指定信託に振向けているのである。

「佐々木一雄及び猪又久治郎貸金全部返済、信託会社へ其儘金銭指定信託ス。」（昭和二年八月一五日『日誌』）

かくして指定信託は、有価証券投資の減少、貸金及び特定信託の増減にたいして一貫して顕著な増加を示したのである。

第二期になると両者の結びつきはかなり弱められた。その原因は、すでに触れたように仙台信託の経営が悪くなり、特定信託による「整理利殖」の道がとざされたばかりでなく、指定信託による貨幣資本の保金と利殖も危険となってきたからである。ここで新たにとられた措置が、仙台から三井信託への寄託替であった。その額は三万円近くにのぼった。

第三期に入ると当家と仙台信託は勿論のこと、三井信託との関係も一層弱まった。すなわち仙台信託への寄託は一年以後零となっている。特定信託は、当家で債権を引取って取立を行ない、指定信託の場合には仙台信託の集積不動産を見返物件として取入れ債権の処理を行なった。この結果不動産の集積は、仙台信託関係だけでも一四・

六町にのぼった。第二二表に示したように不動産集積のうち田畑は特定、原野（後に開田）は指定信託によるものが多い。この集積は、仙台信託の借手である中小高利貸資本や自作上層農民からのものが殆んどであった。従って仙台信託は、借手たるこの階層から寄託者である大中小高利貸資本への不動産の再配分の機能を果たしたことになる。⁽³⁾一方において三井信託にたいしても新たに寄託することはなかった。これは金利統制によって受託者配当率が低められ、あまり有利な価値増殖方法でなくなったためであらう。

この時期における当家は、小作料所得の増大に主力を注いだ。というのは当家の主業であった貸金業が上述のように後退を余儀なくされ、また味噌・醤油醸造業が、需要の減少と大資本（ヤマサ、ヒゲタ、キッコーマン、マルキンなどのいわゆる四印）の当地方への進出によって打撃をうけたことにあつた。だからこの小作料所得の増大は、追つめられた或は窮余の策としてとられたといひ換えることができる。かつて当家にはみられなかった耕地整理事業にたいする積極的な投資と、登米産業組合（とくに農業倉庫）の設立のなかにみることができた。しかし土地所有に最後の期待をかけた桜井家も、小作料統制令（一四年二月）を始め一連の統制立法の公布によって漸次後退を余儀なくされたのである。

以上、斎藤家及び桜井家と仙台信託との関係についてみたが、等しく高利貸資本といってもそれぞれの階層によってその展開の方向が異なっており、従つてまた当然に仙台信託との結びつきも異なっていた。なおここで事例と

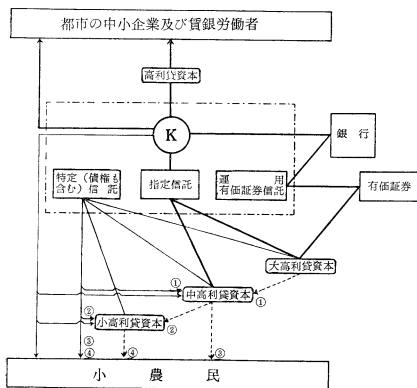
第22表 桜井家の土地集積（昭和7～12年）

（単位：反）

	田	畑	原野	山林
土地集積總反別	78.7	14.2	108.1	56.2
うち 貸金担保流れ	48.2	14.0	107.2	15.4
内 { 貸金	23.0	0.4	0	15.4
{ 仙台信託 指定	0	0	107.2	0
{ 関係 特定	25.2	13.6	0	0

作成方法は、『一般会計金額出納簿』により個人別の貸金担保流れを抽出し、これを該当者の「土地権利証」（売買証文）によって反別を集計した。

してとり挙げた巨大（齋藤家）及び中高利貸資本（桜井家）の両階層のなかでも、それぞれの置かれた諸条件によって恐らく展開の仕方が異なっているであらうし、またここでは大及び小高利貸資本、殊に後者については資料が全くないので不問のまま残されている。いま全く大胆であるが、仙台信託と高利貸諸階層との結びつきについて信託預金の蒐集及び運用の機能図を描けば第七図のようになると思われる。ここでは、巨大高利貸資本は仙台信託と殆ど同じような資金運用を果すと思われるので省略した。この図は、おおまかにいって大高利貸資本は、寄託者（指定信託及び有価証券信託）として、中高利貸資本は、寄託者（指定信託及び特定信託）であると同時に仙台信託からの借手として小高利貸資本及び小農民に対し、小高利貸資本の場合には、高利貸付と結びついた寄託者（特定信託）であり、同時に資金の借手として高利貸資本体系の最底辺で直接に小農民に對峙



第7図 仙台信託の機能図

1. - - - で囲んだ部分は、仙台信託の主要な業務内容
2. ———→ は貨幣資本の動きを示すが、なかでも主要な動きは太線で示した。
3.→ は特定（債権信託を含む）信託として寄託した部分の実際の債権・債務を示す。

していること、及び一方において農村における貸付市場の狹隘からむしろ都市の貸付に主力を注いでいることを示したものである。

注(1) なおこの点については須永重光『前掲書』一五頁参照。

(2) 桜井家の展開過程については、拙稿「原審期農村における徴税請負の制度の性格」(『本誌』一二巻四号)と「農村高利貸資本の展開過程」を参照されたい。

(3) 同様のことは七十七銀行についてもみられる。同行編『七十七年史』四〇〇頁。

四、あとがき

以上、農村地方における中小信託会社の性格と機能について、福島及び宮城両県下の信託業を中心に考察してきた。ここで明らかになった諸点を要約すれば次のようである。

(1) 両県下の信託会社は、それぞれの立脚する経済構造の違いをのぞけば独占資本段階における農業構造の變化と、それに伴う高利貸資本の変容過程の一系列として捉えることができる。かかる一系列の線上に両県下の信託会社が位置づけられるかぎり、両者の間には共通点が見出されなければならない。それは、高利貸資本が農業恐慌の慢性化、農業危機の発現、さらに政策金融の増大、機構的にみれば産組信用体系の拡充・強化によって停滞ないし衰退を迫られる過程に、これを補強する役割を担って登場したこと、及びその性格と機能が本質的には高利貸資本と変りなかったということである。

(2) しかし両者の間には、等しく独占資本段階に発現したといっても発展段階の差がある。このことは、当然に両信託会社の機能上の違いとなって現われたが、それは次の二点に求められた。

第一に、福島県下の信託会社は、農村に定着を余儀なくされている小高利貸資本を救済する機能を果たした。それはとくに債権者の立場を強化し、彼らの収奪基盤の縮小と動揺を維持しようとする点にあった。仙台信託の場合には、単に高利貸資本だけでなく土地所有、さらに有価証券投資など前期的資本の全蓄積機構の動揺によって沈滞を余儀なくされた大高利貸資本・地主の利害を代弁する機能を果たした。それは、この階層の無機能化した貨幣資本を高利率の収益配当をもって吸収し、これに代って高利貸付を行なうことによってであった。そしてこの貸付を円滑にするために、高利貸資本の重層的貸付構造を利用して農村では勿論のこと都市でも中小高利貸資本に貸付の主力をおいた。同時にそこで発現した債権を保証しながら高利の体系を補強した。

第二に、機能範囲の差である。前者の機能範囲は、資金量が少ないこと、及び小高利貸資本の貸金の取立に主力が注がれたことから農村地方に狭くかぎられていた。しかし後者の場合には、収奪基盤の縮小とこのことによっていよいよ増大する膨大な遊休貨幣資本との矛盾から、その機能範囲は狭隘な農村からはみ出てむしろ都市におかれるようになった。

(3) 両信託会社は、以上のように高利貸資本の停滞ないし衰退過程に大きな役割を果たした。しかしこの役割は、独占資本段階における高利貸資本の辿るべき方向にたいして棹をさすいわば彌縫策に過ぎなかった。農村高利貸資本を排除し衰退に導く主要な要因は、政策金融であり、機構的にはとくに産組系統信用体系の拡充・強化である。周知のように明治四〇年代は産業組合の普及、大正末期には産業組合中央金庫の設立をまっぴら産組信用体系の一応の成立をみたが、両時期はちょうど高利貸の利子収奪機構の動揺のときであり、従ってまた信託会社が抬頭する諸期に当たっていた。しかしこの時期には、いまだ高利貸資本、さらに高利の体系を排除するだけの内的・外的条件

が成熟していなかった。國家独占資本主義が成立する昭和一〇年前後に、ようやく本格的な産組信用体系が確立し、ここに高利貸資本体系は解体を余儀なくされ、同時に仙台信託の活動の場は根柢からゆさぶられた。さらにこれの存立条件を決定的に奪ったのは金融統制であった。この金融統制と並行して準備されたのが他ならぬ戦時体制下の信用機関の合同であったが、他の多くの中小信託会社がそうであったように、仙台信託もこの財閥系信用機関の制覇の過程に消滅を余儀なくされたのである。

以上が本稿の要約であり、結論であるが、しかし本稿は飽くまでも福島・宮城両県下の信託会社の事例分析に過ぎない。従って他地方の中小信託が、ここでとり挙げた信託会社と同じように位置づけられるか、また信託会社が、ない地方の高利貸資本・地主の動きはどうであったかについてはわからない。これらの点について今後さらに考察を進めてゆきたいと思う。

(研究員)